

厚生委員会会議録

平成26年12月15日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 15:58

案 件

1. 議案第86号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第87号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第88号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第91号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第100号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)
6. 議案第101号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
7. 議案第102号 飯塚市福祉事務所条例等の一部を改正する条例
8. 議案第103号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
9. 議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
10. 議案第105号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例
11. 議案第106号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例
12. 議案第107号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
13. 議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
14. 議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例
15. 議案第110号 飯塚市筑穂老人福祉センター条例を廃止する条例
16. 議案第111号 飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例
17. 議案第112号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
18. 議案第113号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例
19. 議案第114号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
20. 議案第115号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
21. 議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(原案)の市民意見募集について
(介護保険課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第86号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第86号の補足説明をいたします。補正予算書の125ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5692万6千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億4553万9千円と定めるものでございます。また、第2条で債務負担行為について定めており、128ページの第2表のとおり、レセプト点検委託料を期間が平成26年度から平成28年度までで、限度額を平成27年が1807万5千円、平成28年度が1824万1千円といたしております。

今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を精査いたしまして、歳入歳出に

において増減をいたしております。詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。

136ページをお願いいたします。まず、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、1805万9千円の減につきましては、人事異動による人件費等の減によるものでございます。

137ページをお願いいたします。2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費につきましては、9月までの実績から3月分までの見込みを推計いたしまして、診療報酬の改定等の影響による1人当たり医療費の増加によりまして、2億8077万3千円の増、138ページをお願いいたします、同じく2目、退職被保険者療養給付費につきましては、一般と同様に、1人当たり医療費の増加によりまして3641万6千円を増額計上いたしております。2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者等高額療養費につきましては、1カ月平均の給付費の減少により2684万1千円を減額計上いたしております。

139ページをお願いいたします。2款、保険給付費、3項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金につきましては、当初予算では年間180件を見込んでおりましたが、申請件数の減少により、18件の減、756万円を減額いたしております。3款、後期高齢者支援金、4款、前期高齢者納付金、140ページの6款、介護納付金につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合及び社会保険診療報酬支払基金への納付額が確定いたしましたので、その金額にあわせて補正をいたしております。

142ページをお願いいたします。10款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金につきましては、25年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するものでございまして、2億2740万6千円を計上いたしております。

131ページをお願いいたします。歳入予算の主なものについてご説明をいたします。1款、国民健康保険税、2項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から推計いたしまして、当初予算額26億7172万2千円から約3.7%の減、25億7224万2千円を計上いたしております。この減少の主な要因でございしますが、軽減対象の拡大によりまして軽減世帯の増加によるものだと考えております。

133ページをお願いいたします。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金につきましては、歳入予算の前期高齢者交付金、歳出予算の一般の療養給付費及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の増減に伴いまして3499万4千円の増額いたしております。3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、2節特別調整交付金で精神結核分医療費の減などにより総額で880万2千円の減額補正をいたしております。なお、9月補正予算では9619万7千円の赤字分を普通調整交付金で財源調整していましたが、療養給付費の増加の影響で赤字が拡大いたしまして1億828万7千円を財源調整いたしております。4款、療養給付費交付金につきましては、歳出予算の退職被保険者等療養給付費及び後期高齢者支援金の退職被保険者分等の増額によりまして、5696万7千円の増額補正をいたしております。5款、前期高齢者交付金につきましては、交付額が確定しましたので6456万5千円を減額補正いたしております。

134ページをお願いします。6款、県支出金、2項、県補助金、1目、財政調整交付金につきましては、国庫負担金と同様の理由から増額補正をいたしております。

135ページをお願いします。9款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定事業繰入金及び普通交付税の係数変更によります財政安定化支援事業繰入金等の増額のため、1億1076万円の増額補正をいたしております。10款、繰越金につきましては、25年度の繰越金3億824万2千円を計上いたしております。11款、諸収入、3項、雑入、1目、一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故に起因する納付金の増によりまして1228万1千円の増額補正をいたしております。

以上で、国民健康保険特別会計の補正の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第87号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書の147ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、決算見込みにより補正を行うもので、第1条第1項におきまして、保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億1075万7千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ131億7620万8千円に、同条第3項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出を、それぞれ3277千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2702万1千円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、保険事業勘定の事項別明細により、主なものについて、歳出・歳入の順でご説明いたします。補正予算書の156ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費の76万2千円の減額につきましては、1目、一般管理費において、人件費の369万1千円の減及び制度改正に伴う介護保険システム改造委託料の227万9千円及び第三者行為救済事務処理手数料22万円の増が主なものです。

次ページの同款、3項、介護認定審査会費の635万5千円の増につきましては、2目、認定調査等費においては、職員及び嘱託職員の人件費の281万2千円の増、申請件数の増加に伴う主治医意見書等作成手数料116万4千円及び介護認定調査委託料250万8千円の増が主なものになります。

158ページをお願いいたします。中段の2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費の増に伴う7439万2千円の増額から160ページ上段の6項、その他諸費、1目、審査支払手数料48万円の減額までにつきましては、今年度前半、4～8月給付実績の給付費の実績をもとに、各給付費の決算見込みを行いまして、保険給付費6165万1千円増額補正し、総額を125億2385万9千円にするものでございます。

次に160ページの3款、地域支援事業費、1項、事業管理費の533万5千円の減額につきましては、人件費491万1千円の減及び事業計画策定に係る委託料の確定に伴う執行残額44万5千円の減が主なものです。

162ページの同款、2項、介護予防事業費の427万9千円の減額につきましては、一次予防事業及び二次予防事業の各種教室等の事業の減に伴う手数料の減が主なものでございます。同じく162ページの3項、包括的支援事業・任意事業費の24万9千円の減額につきましては、介護相談員派遣、高齢者住宅等安心確保、成年後見制度利用支援、寝たきり高齢者等介護手当の減額及び家族介護継続支援費の増額を相殺したものでございます。

次に163ページの4款、基金積立金、1項、基金積立金185万8千円の増は、介護保険給付費等準備基金積立金の運用収入積立金150万4千円の増が主なものです。同じく163ページの5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金5153万8千円の増につきましては、国・県の前年度の介護給付費負担金の確定により、超過受け入れ分4813万5千円

の返還、並びに地域支援事業の支払基金交付金及び国庫・県交付金の返還金を合計した340万3千円を返還するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。152ページをお願いします。1款、保険料、1項、介護保険料の2677万9千円の増につきましては、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料548万1千円の減及び現年度分普通徴収の増3226万円を相殺したものでございます。これは7月の本算定状況から決算額を見込み、それぞれの比率、人数・階層・金額の増減に伴い、特別徴収においては減額し、普通徴収においては増額補正するものでございます。同じく152ページの3款、国庫支出金、153ページの4款、支払基金交付金、5款、県支出金、154ページの7款、繰入金、1項、一般会計繰入金までは、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増減補正を行っております。6款財産収入については、基金利子及び運用収入が主なものでございます。同じく154ページの7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、介護給付費支払準備基金繰入金で給付費財源の調整を行っており、2452万5千円の減額補正を行っております。8款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金7126万5千円の増額は、前年度繰越金を計上するものでございます。9款、諸収入、3項、雑入、3目、第3者納付金434万5千円の増額は、交通事故の損害賠償による介護給付費の返納金を計上するものです。これは、平成24年12月発生の交通事故による第3者請求行為が平成26年10月6日に確定したものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について、補足説明をいたします。169ページをお願いいたします。歳入歳出ともに、介護サービス事業勘定につきましては、全体で327万7千円の減額を行っております。172ページをお願いいたします。歳出においては、これは主に社会福祉協議会からの出向職員の減に伴うケアマネージャー出向負担金343万5千円の減であり、171ページ歳入においては、決算見込みにより介護予防サービス費の増及び事務費等繰入金の調整による減に伴い、歳入及び歳出をそれぞれ減額補正しております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第88号の補足説明をいたします。補正予算書の175ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3265万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6315万1千円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書で説明いたします。

179ページをお願いいたします。歳出からご説明をいたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、人事異動等により675万8千円の減額をいたしております。180ページをお願いいたします。2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3月までの保険料納付見込分及び保険料分の繰越しました平成25年度の出納整理期間の保険料を納付するもので3956万4千円の増額となっております。

178ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。3款、繰入金、1項一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、歳出の総務費の減額及び事務費分の繰越金等により705万7千円の減額となっております。4款、繰越金は、25年度の出納閉鎖期間の25年4、5月分の保険料3956万5千円及び事務費分の繰越金15万3千円の合算額3971万8千円を計上いたしております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢者支援課長

「議案第91号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書の203ページをお願いいたします。介護サービス事業特別会計は特別養護老人ホーム筑穂桜の園の管理運営に関する予算でございます。今回の補正の主な内容は、介護給付費収入の減、自己負担金収入の増及び前年度繰越金の補正とそれに伴う歳出での財源調整のための増額補正となっております。第1条において、歳入歳出それぞれ172万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6166万9千円とするものでございます。

207ページをお願いいたします。補正予算の内容につきましては、事項別明細書の歳出から補足説明をいたします。2款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、特別養護老人ホーム運営基金積立金は、運用収入や自己負担金等の増額補正による剰余金となる財源172万6千円を増額して基金に積み立てるものでございます。

続きまして、206ページをお願いします。歳入につきましては、1款、サービス収入、1項、介護給付費収入、1目、介護給付費収入は、入院等により途中退所があり、63万9千円の減額となっておりますが、2項、自己負担金収入におきましては、131万9千円の増額となっております。これは、当初予定していた介護度より高い介護度の方が入所されたことによるものです。2款、財産収入、1項、財産運用収入の101万7千円は運営基金の運用収入等の増によるものです。3款、繰越金は前年度繰越金を計上いたしております。

以上、簡単ではありますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号の審査については、案件の最後、報告事項のあとに審査したいと思いますので、ご了承願います。

次に、「議案第101号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第101号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書の1ページをお願いいたします。これは、飯塚市体育施設のうち飯塚野球場を平成27年3月末日をもって廃止するものでございます。飯塚野球場につきましては、公共施設のあり方の関する第一次実施計画において、「スポーツ関係団体等による自主・自立的な管理運営が可能な時期、平成22年度を目途とし、公の施設としては廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は野球場としての機能を継続した中で当該団体に無償貸与する。」としておりました。しかし、現在に至っても無償貸与が可能な団体はございます。老朽化も著しくなって参ったことから、廃止するものでございます。なお、廃止後につきましては、隣接する立岩小学校及び立岩児童館用地として一部転用をする部分を除いては、売却をするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第101号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 飯塚市福祉事務所条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○こども育成課長

議案第102号の飯塚市社会福祉事務所条例等の一部改正の補足説明をいたします。議案書3ページをお願いいたします。本議案は「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の制定に伴いまして、「母子及び寡婦福祉法」の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正等によりまして、市の関連条例、3条例です。飯塚市福祉事務所条例、飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の改正を行うために一括して上程しております。

まず、法律の内容ですが、母子及び寡婦福祉法は、母子家庭及び寡婦のその生活の安定と向上のために必要な措置を講じて、その福祉を図ることを目的とする法律です。今回は父子家庭に対する支援の拡充のために、題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められております。

詳細につきましては、新旧対象表でご説明いたします。議案書の5ページ、6ページです。お願いいたします。新旧対照表上段の飯塚市福祉事務所条例につきましては右の表、改正前ですが、旧の第2条第6号の「母子及び寡婦福祉法」に「父子」を挿入し、左の表、改正後です。「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正、第3条第5号の「母子自立支援員」に「父子」を挿入し「母子・父子自立支援員」に、第4条第5項に「母子自立支援員は、母子家庭及び寡婦」に

「父子」を挿入し、「母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子並びに寡婦」に改正しております。次に中段の飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例につきましても第2条第1号の「母子及び寡婦福祉法」に「父子」を挿入し、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、同じく第2項では、父子家庭の父の定義として、法第6条第2項に掲げる「配偶者のいない男子」と改正しております。下段の飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例においては、第3条第5号の「母子及び寡婦福祉法」に「父子」を挿入し「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正して、法律名の改正に伴いまして一部改正を行いました。

以上で、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 飯塚市福祉事務所条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」及び「議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第103号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」及び「議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」につきまして補足説明をいたします。

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、児童福祉法が改正され、子ども・子育て関連3法が来年4月に施行されることから、これら法の規定に基づき、両条例案を提出するものでございます。議案書の7ページ、30ページになりますが、まず、これら2つの条例を制定する背景についてご説明いたします。新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の2つの給付制度が創設され、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化されます。「施設型給付」を受ける教育・保育施設は認定こども園、幼稚園、保育所の3施設であり、「地域型保育給付」を受ける事業は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業でございます。新制度では、これら3施設4事業が市町村の「確認」を受けることで、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の財政支援が保障される仕組みとなっております。このため議案第103号の条例は、新制度において飯塚市が「確認」する施設・事業として満たしておかなければならない運営基準を定めるものであります。

また、議案第104号の条例は、飯塚市が新たに「認可」すべき、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業の最低限の設備、運営基準を定めるものでございます。なお、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育3施設につきましては、県が「認可」する仕組みとなっております。これら条例案につきましては、内閣府より「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」及び厚生労働省より「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が本年4月30日に公布されたことから、この府令、省令による従うべき基準及び参酌すべき基準に従い原案を作成し、その策定方針につきましては「飯塚市子ども・子育て会議」にお諮りいたしました。その後、6月のパブリックコメントを経て、会議でのご意見を集約した結果、国の基準に加え、飯塚市独自の基準といたしまして、「市民の安全・安

心を図るため、暴力団排除に関する規定」と「人権に配慮した運営、人権擁護の取り組みのための体制整備、研修の実施等に関する規定」との2つの基準を追加しております。

続きまして、両条例案の内容についてご説明いたします。議案書7ページをお願いいたします。参考として配付していただいておりますA3版資料の1ページ、飯塚市の確認制度（運営基準）とあわせてご覧いただきたいと思います。本条例は、長文にわたるため、章建てとなっておりますので、各章の要点のみをご説明させていただきます。第1章総則では、3施設4事業共通の規定となっておりますが、8ページの第4条におきまして暴力団排除を規定いただいております。

9ページをお願いします。第2章特定教育・保育施設の運営に関する基準では、現行の運営状況を踏まえまして、先ほどご説明したとおり国の基準どおりの内容といたしております。その中で主な内容といたしましては、第6条で重要事項の利用者への説明や、第17条では第3者による外部評価などを規定しており、全体といたしまして利用者本位の施設運営を促す内容となっております。

20ページをお願いいたします。第3章は地域型保育4事業に関する基準を定めておりますが、第1節第38条の利用定員に関する基準以下につきましては、認可基準である「議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」に規定しておりますので、のちほどご説明いたします。

22ページをお願いいたします。第2節運営に関する基準では、第43条に地域型保育4事業について、教育・保育3施設との連携確保が規定されておりますが、これはバックアップ施設としての役割のほか、地域型保育事業が3歳未満児のみを対象としていることから、3歳に達した時に連携施設において受け入れが円滑になされることを配慮したものでございます。27ページ以下の附則では、施行期日のほか、制度の円滑導入のための経過措置を規定しております。

続きまして、「議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。参考として配付してあります資料A3版の2ページ目の「地域型保育事業の概要及び地域型保育事業の認可基準」とあわせご覧いただきたいと思います。本条例は新制度におきまして飯塚市が「認可」する地域型保育である小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業について、その設備、運営に関する最低基準を定めるものでございますが、先ほどご説明しましたとおり、これも国の基準どおりの内容といたしております。本条例は、章建てとなっておりますが、また先ほどご説明いたしました確認基準条例と重なるところもありますので、これも各章の要点のみをご説明いたします。第1章総則、第6条で事業運営の一般原則を規定していますが、次ページの第7項におきまして、飯塚市独自の基準といたしまして「人権擁護、虐待防止等のための体制整備、研修の実施等」を規定いただいております。また、36ページの第23条で飯塚市独自の基準といたしまして暴力団排除を規定いただいております。37ページの第2章家庭的保育事業及び38ページの第3章小規模保育事業につきましては、その規定内容について配付資料の右側にわかりやすく一覧表が記載されておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。この表の中で職員数、保育室等は、ほぼ現行の認可保育所の運営基準に準じて規定されておりますが、職員資格等につきましては緩和されております。43ページをお願いいたします。第4章居宅訪問型保育事業では、第39条に集団保育が著しく困難であると認められます障がい児等について居宅においてマンツーマンの保育を行う事業を規定いただいております。44ページをお願いします。第5章事業所内保育事業では、第44条に定員設定におきまして一覧表に記載のとおり従業員以外の一般利用枠を1人から20人まで、定員のおよそ3割程度設けることを義務付けております。49ページ以下の附則では、施行期日のほか、制度の円滑導入のための経過措置を規定いただいております。

以上簡単ではございますが、両条例案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

小規模保育事業のA型、B型、C型というのがあるんですが、これは中身がよく、どういうふうに分かれているのか、説明をお願いします。

○子育て支援課長

これは定員の規模で分かれております。A型につきましては19人以下、それからB型につきましては6人以上の10人以下です。C型につきましても6人以上の10人以下ということになっております。すいません。失礼しました。家庭的——失礼いたしました。A型の小規模保育事業につきましては6名から19名、B型につきましては同じく6名から19名、C型につきましては6名から10名となっております。失礼いたしました。

○宮嶋委員

A型については保育士が全員保育士だと。そして、B型は半数以上が資格を持った保育士、そして、C型については保育士資格を持たなくても大丈夫なんだというふうに確か読んだと思うんですが、間違いありませんか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○宮嶋委員

結局、A型とB型は人数が同じわけですね。じゃあ事業をされる方が、そういう意味では定数は一緒ですから、このAとBの違いは結局何なんですか。もうB型として届ければ、同じことをしても保育士さんが、資格を持った人が半分でいいというふうに取りれるんですが、そしてたらわざわざ、まあ事業をやる方にとっては、A型にしなくてもいいと思うんですが、いわゆるあA型とB型の違いを教えてください。

○子育て支援課長

ご説明の中でも若干触れましたが、もっぱら職員資格がB型のほうはA型よりも緩和されているということでございます。この意味合いといたしましては、1つは小規模保育の参入をしやすくするという意味合いだというふうに理解いたしております。

○宮嶋委員

ということは、良心的に子どもをしっかり見ようと思えばA型になるかも、皆さん職員雇われるかもしれないけど、結局、採算性とか儲けとかいうことを考えれば、全員B型にされるんじゃないですか。何かこの、同じことをやるのに条件が違うっていうのが、納得いきませんが、その辺もうちょっとわかりやすく説明してください。

○子育て支援課長

A型とB型で言いますと、いわゆる公定価格、給付額が違いますので、必ずしもB型を参入したほうが経費的にいいということではございませんで、現在、背景としてございますが、保育士の確保が大変困難な状況がございますので、保育士の有資格者が少なくとも事業ができると、参入が促されるといった意味合いというふうに理解いたしております。

○宮嶋委員

ということは、そのA型だと、まあどういうふうにするのか、交付金とかいう形でおてくるんですかね、そういうのがきちっと基準の金額がおてくるけれども、B型はそうじゃないんだということなんですか。

○子育て支援課長

そういったことでございます。

○宮嶋委員

ということは、子どもを預ける保護者の方は、この保育所がA型かB型かというのがきちっとわかるように、何かそういう格づけとか表示とか、そういうことがされるということなんでしょうか。

○子育て支援課長

これも先ほどちょっと触れましたが、重要事項説明書といったものを、重要事項説明をですね、利用者の方にするとということが義務づけられておりますので、その中で施設の運営内容について詳しくご説明する必要がございます。

○宮嶋委員

結局、子どもを預ける親にとっては、その何て言うんですかね、子どもをどこに預けるかによって、子どものいわゆる保育の質とか、そういうものが変わると、やっぱりすべての子どもに同じような条件で健やかに育つ環境をつくらないといけないという思いがあると思うんですが、そういうのがなし崩し的になってしまうということなんですよね。これだと、例えばA型とB型では保育料とかそういうのに、差がもちろん出てくるんですかね。

○子育て支援課長

利用者負担につきましては、これは一律でございますので、利用者負担額が変わるということは基本的にございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松本委員

これよくわかりません。そのA、B、Cとある、またその下に家庭的保育というのがあるんですが、そのCの中では保育士さんとかいう資格は要らないんですよね、これね。ということなんでしょうか。

○子育て支援課長

配付資料の中にもございますように、このC型については家庭的保育事業と同じように、いわゆる家庭的保育者ということで市長が行う研修を終了した、保育士や保育士と同等以上の知識経験を有すると市長が認めるものを言います。

○松本委員

そうなんです、その資格としては要らない。そういったことを鑑みるときに、何か事故が、利用者側からすればですね、子どもたちに虐待であるとか、何か事故が起きたときは、これは市が許可をしている分ですよね。県ではなくて、市が許可をするわけでしょう。そういったところを十二分に知っておかないとですね、ただ単に家庭で同じように保育をする人がいるからというような状況を、いま言われるように保育士さんに見合うような理解を持った方ということなんでしょうが、そこいら辺の線引きがね、非常にその市が認可をする中で、1番気をつけていただかないかるところだろうというふうに思うんですよ。何か起きてからでは間に合わないし、じゃあどこがその許可を出したんだといったときに、それは市ですと。市は何しようのかと、そんなところに、という話に当然なってくると思うんです。いま説明を受ければ、保育士さんに見合うというような答弁を課長されてますけれども、そこいら辺は市は、これ新しいことですからね。なおなおわかられてないんじゃないかなと、その手段としてですよ、方法として。それはどんなふうに考えてありますか。

○子育て支援課長

確かに今ご質問者の言われるとおり、小規模保育事業につきましては、いわゆる保育サービスの質の確保といったのが非常に課題になるかと思えます。新制度では、これの認可権限というのが市町村にございます。また、確認施設としての指導監督といったものも市町村が行わなければならないようになっております。法律の中でも、こういった質の確保のために運営基準の公開とかですね、それとか外部評価ですね、自己評価と外部評価の規定とか、そう

いったものがございしますが、それに加えて今後は市町村の指導監督、そういったものが非常に重要になってくるというように考えております。

○松本委員

大変重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。それと、その下のさっき申し上げました家庭的保育、これは私の家で見ますよということでもいいということですよ。そうすると当然、見る私もそういう資格を持った人ではないわけでしょうから、ママさんたちが預かってみますよと、そういうことなんでしょうか。

○子育て支援課長

今回提案しております条例の中にもございますように、職員数とそのほか保育室、保育所の中には、パンフレットの右側に記載してございますが、調理設備といったものも必要になっていきますので、一般の住居というよりはですね、もう少し設備としては必要な設備を整備しないといけないということにはなっております。

○松本委員

そうすると、私の家で見ますよというそういう部類ではないと。ちゃんとした食事をつくる調理室等々を持ったものでないといけないということですかね、で、資格は要らない。そうですか。食べる食事をつくる場所だけがあればいいと、そういうことですか。

○子育て支援課長

実は市内にも、いわゆる民間の託児所がございします。一応この家庭的保育事業に類するものとしまして、県のほうでいわゆる届け出施設というのを受け付けておるわけなんですけども、これの指導監督基準というのが従来もございまして、この指導監督基準にほぼ見合うような形で、今回、条例を提案させていただいておりますが、現在、飯塚市内にございします民間の託児所です、今の県の指導監督基準に見合う託児所というのはございしません。それで、やはり家庭的保育事業というふうな名称にはなっておりますけども、この基準を満たそうといたしますとやはりハードルがあるというふうに考えております。

○松本委員

いやいや、飯塚市ではない。だから今回新しくなったらですね、私もやりますと、やりたいですと言われる方も当然あるわけですよ。そうしたときに、いま言うように保育士さんの資格は要りませんよと、しかしそれに十分理解をしている人でないといけませんと。それに加えて、調理室を持ってないといけないと。まあ、こういうふうに私は感じるわけですね。それで、今のところないわけですから、そういった方々が、どういった方が手を挙げられるかわかりませんが、そういったときには市が認定をすると、許可をすることになっているわけですから、お母さんとすればですね、子どもたちを預けるのに、本当に事故がないようにやっていただきたいという願いが一番強いわけです。もちろん、それは市もそうでしょうが、だからそこいら辺を十二分にさせていただかんと、これだけ見させてもらって説明聞いてもですね、私どもとしてはよく理解ができないもんですから、すいませんね。

○こども・健康部長

全体的な説明をさせていただきたいと思うんですけど、飯塚市はいま保育所、認定こども園で、大体子どもさん3千名近くを見ておりますけど、今度新しい制度になりまして保育を見るのが大体1日6時間の20日、120時間でしたけど、大体月に60時間以上働いてあったら今度は保育所に預けるような形ができるということで、飯塚市のほうは幸いして待機児童が出ておりませんが、福岡市やら春日市は待機児童が出ていますので、待機児童対策と考えていただいたら結構と思いますので、それに基づいてやっておりますので、こういう地域型事業の、いま議員のご心配の家庭的保育とかいう関係はですね、まずうちのほうが飯塚市に待機児童が出たときに、そしたらどう対応するんだということは、この子ども子育て支援事業計画の中で出しておりますけど、出た時点で平成29年度ぐらいに出たときに、どういう子どもさんが、

待機児童が出ていると、そしたらどういふことをやるかということを決めます。ましてや、どこの地域とかです、うちのほうも、飯塚市が認定するわけですので、当然なるべく見に行かないけませんので、それについては当然保育士で見るとかです、そういうとは決めていかな、公募かけてやるような形になると思いますので、まず待機児童が出たときにこの条例というのが生きてくることで、いま私立保育所連盟にはですね、定員を上げて、いま3千人ぐらいですけど、まだそれ以上にですね、特に0、1対策で見てくださいたいということで、分園つくってくれ、それから定数を上げてくれということでやっておりますので、かなりの定数が上がってきますので、私は待機児童が出ないようにですね、頑張っていきたい。そして待機児童が出た時点です、これをしていかなければいけませんけど、この中でもいま議員がご心配の家庭的保育事業とかです、今の段階で私は考えておりません、こういうのは。そうしないと、結構、いま議員が言われるようにご心配な点がありますので。いま認可外保育所をやっていますよね。それについてどう考えていくとかいう、まず考えていかなければいけませんので、まず待機児童が出ないようにですね、頑張っていきたいんですけど、これはいま出している条例は国のほうの法律に基づいて各市町村全部この条例を国のほうが出せということでやっておりますので、出させていただきますけど、待機児童が出ないように飯塚市も頑張っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○松本委員

わかりました。しかし、その子どもたちをね、待機児童が出ないように分園をつくったりとか言われますが、保育士さんがもともと少ないわけ、じゃあ子どもをいま以上に分園つくって見てくださいとか多くしなさいとかね、もちろんそれができれば待機児童は出ないでしょうから、こういった法律が生かされないということにはなるんだろうと思います、それであればね。しかし、上げなさいとかいうことについては、やはり保育士さんがいるわけですよね、いま以上にね。だから、そこいら辺も十二分に考えないと、市としてはですね。課題がそこに集中してくるのかなあという気がします。それで、ぜひ待機児童が出ない、市民の皆さん方がですね、自分の子どもを預けるのに希望のところにできるだけ預けられるというのが、これが一番の最大の理由だろうと思いますので、ぜひその辺は十二分に理解をしてですね、やっていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

待機児童が出ないようにということで、これは国の法律っていうのは全国をおしなべた形で提案されてきているわけで、都会ではやっぱり待機児童がたくさん出ているということで、そういうところへんに対応するための法律だと思うんですが、これ、どうしても家庭的保育事業とかいうのは飯塚市ではいま必要ないんだって言いながら条例つくらないといけないんですか。

○子育て支援課長

これは法律のほうでつくらなくてはいけないというふうに規定されております。

○宮嶋委員

条例はつくっても、結局こういう事業をやる方はまあ、まず出てこないだろうということなんですかね。この家庭的保育事業っていうのは、0歳から2歳児ということになっていきますけど、定数とかいうのはあるんですか。

○子育て支援課長

定員数と言いますのは先ほどご説明しましたように、家庭的保育所であれば5名以下ということになっております。なお、ちょっと申し添えますと、子育て支援事業計画の中で飯塚市の場合はこの地域型保育事業というのをですね、いわゆる確保の方策の中には含めておりません。一応、この事業計画に従って、先ほど部長もご答弁申し上げましたけども、この先利用者がふ

えられると見込まれる場合はですね、教育保育の3施設のほうで確保すると、確保を図るというように、いま事業計画のほうではなっております。

○宮嶋委員

定数が5名だと、例えばその家庭的保育の中でこの子どもを見る人の人数っていうのは保育士さんじゃないということですけど、何人になるんですか、もし5名だとしたら。

○子育て支援課長

パンフレットの表にございますが、0歳から2歳までのお子さん3人に対して1名の保育士。5名の場合は家庭的保育補助者というのを置けばですね、いわゆるお子さん5人に対してお2人と、2人で見るといったような形になります。

○宮嶋委員

補助者という言葉が出てきたんですが、じゃあ家庭的保育の場合は1名は有資格者ということですか。

○子育て支援課長

有資格者ということではございませんで、家庭的保育者と家庭的保育補助者と、どちらもいわゆる保育士の資格をお持ちでなくても可ということになっております。

○宮嶋委員

ということは、補助者とか、何かそういう言葉じゃなくて、結局2名要るということですよ。ものすごく言葉が紛らわしいんですけど、補助者と言ったら補助者じゃない人は専門家じゃないかなという気がしませんかね。じゃあ補助者じゃない人の名称というか、定義は何と言うんですか。

○子育て支援課長

わかりやすく言いますと、このパンフレットの下のほう、小さい字で恐縮なんですけども、この家庭的保育者と申しますのは、このパンフレットの一番下のアスタリスクの2というところに書いてございますように、市長が行う研修を終了した保育士や保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるものを家庭的保育者と申します。

○宮嶋委員

いま家庭的保育というのは今のところないということですけど、では小規模保育事業をやっているところですね、A型とかB型とか言わない、いわゆる無認可の保育所になるんですけども、これはいま現状として飯塚市にどのくらいの数があるんでしょうか。

○子育て支援課長

この小規模保育に該当する施設というのは、飯塚市にはございません。

○宮嶋委員

無認可保育所というのはあるんですよ。それはこういう感じに、今は小規模保育事業とか言わないと思うんですけど、じゃあ無認可保育所の、どういう人数とか、そういうのを、何個あるのか、子どもが何人ぐらいいるのかというのはわかりますか。

○子育て支援課長

現在は新しく金星プリスクールというのができましたので、5カ所ございます。これがいわゆる届出保育施設と言われるものでございます。

○宮嶋委員

そういうところがこの法律ができれば、この小規模保育事業というふうな定義になるんじゃないかと思ったんですが、違うんですかね。

○子育て支援課長

この運営基準に当てはまる施設というのは、今のところございません。先ほどちょっと触れましたが、現在この届出施設に対しまして県のほうの指導監督基準というのがございます。これが大体この地域型保育事業の認可基準に見合う基準、現在のもので、でございますが、大体

飯塚市にございますこの4カ所なり5つのですね、届出施設については、この監督基準を満たしておりませんので、現在の制度の中で例えば運営費補助を行うといったようなこともやっていないということをございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:17

委員会を再開いたします。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

いま無認可と言わなくて、届出というふうに言うんですけど、そういうものも含めて、今回のこの条例を制定してもその条例の中には入ってこない。そういう意味では、国の法律をつくったから、それに見合う各市町村条例をつくって、受け皿的なことをつくっておきなさいよというふうなことでつくっても、こういう小規模保育事業も家庭的保育事業も、今のところやろうというような動きはないというふうなことですよね。

そういう何か本来もうないんだっていうのを前提に話をするのが、ものすごくもどかしいんですけども、やっぱり保育士さんですね、都会では、今ここでも保育士さん足りないと言うけども、結局それだけの労働に見合った待遇とか勤務体制とかいうのがとれないから人数が足りないだけで、保育士資格を持った方とか、看護婦の資格を持った方は、使わないでいらっしゃる方は、いっぱいいらっしゃると思うんですよね。そういう意味では、やっぱりこの大本の法律が、もちろん国の法律がおかしいんですけども、やっぱりきちんと資格を持った方にきちっとやっていただかないと、子どもは、親も素人ですからね、子育てに関しては、その何十年もしてればともかく、だからやっぱり今いろんな子どもの環境とか対応が大変になってくるときに、こういうやっぱり資格、何と言うかな、資格を持たないでも何とか人数集めれば成り立っていきますよというような、待機児童をなくすための方策でどんどんどんどん規制緩和をやっていっているんじゃないかなと思います。この保育室の広さとかいうのも書かれてありますが、これは現在の基準と同じなんですかね、後退はしてないですね。

○子育て支援課長

これもパンフレットの下欄に現在の保育所の運営基準が示されておりますが、大体これに見合うように、面積はなっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

先ほどから述べておりますように、やっぱりきちとした資格を持った方にやっていただくというようなことですし、調理に関してもいわゆる、何て言うか、業者が参入して調理を委託するというようなことで、やっぱり本当に子どもを育てる上での食育という観点から離れたものになるのではないかなという危惧があります。こういうことで、これに対して反対の態度をとります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第103号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例」及び「議案第106号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第105号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例」につきまして補足説明をいたします。議案書51ページをお願いいたします。本条例は、第1条趣旨に規定するとおり、子ども・子育て支援新制度の発足に伴い、子ども・子育て支援法に基づき、就学前の子どものための教育・保育の実施に関し、必要な事項を定めるものでございます。第2条では、用語の定義を法の例によることと定め、第3条において、1号認定及び2号、3号認定を受けたお子さんが幼稚園、保育所、認定こども園等を利用した場合の利用者負担額を国の政令で定める額を上限として市長が定めることを規定いたしております。利用者負担額の具体案については、後ほどご説明いたします。第4条、次ページの第5条では、私立保育所分保育料の減免、不還付について規定し、第6条では教育・保育の実施にあたり必要となる支給認定基準等について規則以下で定めることを規定しています。第7条では、支給認定に際し不正受給防止のための罰則について10万円以下の過料に処することを規定しています。また、付則1におきまして、条例の施行期日を法の施行期日、平成27年4月1日を予定しておりますが、とする旨定め、付則2において現行の「飯塚市保育の実施に関する条例」を廃止し、付則3において新制度の円滑な導入を図るために、経過措置を規定いたしております。

次に第3条に関しまして、利用者負担額の具体案についてご説明いたします。別途配付いたしておりますA3版資料の3ページをお願いしたいと思います。「平成27年度飯塚市認定こども園（教育標準時間認定）の保育料（案）」及び「平成27年度飯塚市認定こども園（保育認定）の保育料（案）」、それと4ページのほうに国が定めております利用者負担の水準が記載されております利用者負担のイメージを配付いたしております。新制度におけます利用者負担につきましては、法律上、応能負担とされ、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の水準やこの4ページの中ほどにございます表のとおり、国が定める水準を基にその限度額の範囲内で設定することとされております。また、この際、できるだけ幼稚園と保育所両者の均衡を図ることとされております。

まず、教育標準時間認定1号の幼稚園における利用者負担についてご説明します。3ページの左側になります。現行制度では、保育所の利用者負担はすでに所得段階別の応能負担となっており、本市におきましては、国の徴収基準額のおよそ20%を軽減しておりますが、幼稚園の利用者負担、現在、授業料と申しておりますが、これにつきましては、公立・私立幼稚園とも所得段階別の応能負担の設定ではなく、各幼稚園がそれぞれ独自に一律の授業料等を定めております。このため、教育標準時間認定、1号認定におけます利用者負担を検討するに当たりましては、市内の私立幼稚園におけます就園奨励費補助を踏まえた保護者の実質負担の平均額が現行水準を上回らないよう配慮することとし、あわせて保育所におけます利用者負担の現行の軽減率、およそ20%との均衡を図ることといたしました。市内の私立幼稚園におけます授業料等の月額現在は、最も低いところで2万144円、最も高いところで2万6729円であり、平均額は2万1837円となっております。利用者負担額の給付単価限度額とされている第5階層については、市内の幼稚園で最大である定員250名の幼稚園での4、5歳児の給付

単価が1万9780円でございますことから、この第5階層のもっとも所得の高い世帯での利用者負担額を1万9780円に設定いたしました。また、第4階層以下につきましては、各階層とも現行の就園奨励費補助を踏まえた保護者の負担水準を上回ることをないよう同額を設定しております。この結果、教育標準時間認定におけます利用者負担額の全体の軽減率は約18%と見込まれ、保育所の軽減率約20%との均衡もほぼ図られるものと考えております。

次に表の右側になりますが、保育認定2号、3号の保育所における利用者負担についてご説明いたします。保育認定における利用者負担については、記載のとおり、新制度ではパート就労を想定した保育短時間が新たに設けられています。左側の保育標準時間と申しますのが、これまでの保育料と同じものでございます。なお、新制度では第4階層以上の階層区分がこれまでの所得税から市民税に基づくよう改められておりますが、現行水準を上回ることをないよう各階層とも現状と同額となるよう設定いたしております。なお、保育短時間の利用者負担につきましては、国の基準では保育標準時間に比べ各階層にわたり200円から1600円の差が設けられておりますので、これを準用いたしまして本市の場合も各階層で160円から870円の差を設けています。なお、新制度での多子世帯の保育料の軽減措置につきましては、4ページのパンフレットの右側に記載のとおり、従来の制度を踏まえ、幼稚園につきましては小学校3年生まで、保育所につきましては就学前6歳までの兄、姉のいる第2子、第3子について、それぞれ半額、無料とされています。また、下段のほうに記載のとおり、今後は毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

以上で利用者負担額案の説明を終わりますが、3ページの上段の3行目に注記いたしておりますとおり、この案は国の示した仮単価に基づき設定したものですので、確定した額ではないことを申し添えます。今後、国の正式決定を踏まえ3月に確定する予定でございます。

続きまして、「議案第106号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」につきまして補足説明をいたします。議案書53ページをお願いいたします。本条例は、子ども・子育て支援新制度の発足に伴い、市立こども園、市立保育所について教育・保育施設として一体的に規定するものでございます。第1条では設置根拠を規定し、第2条では用語の定義を子ども・子育て支援法の例によることと定め、第3条において、市立の教育・保育8施設、こども園3園、保育所5園の名称、位置を56ページの別表のとおり定めております。第4条、第5条では、それぞれ配置する職員、開所時間、休園日を定めておりますが、従来とおりでございます。第6条については、児童福祉法の改正に伴い、公立施設の保育料の徴収根拠がなくなることから、第1項におきまして、先ほどご説明いたしました議案第105号の条例の第3条の利用者負担額を公立施設の保育料として納入することを規定し、あわせて第2項において保育料以外の費用について徴収することを定めております。第7条、第8条では、市立こども園、保育所の保育料等の減免、不還付について規定いたしております。第9条では、感染症疾患を有する者等の利用の制限について規定いたしております。第10条では、この条例の施行にあたり必要となる園則等について規則以下で定めることを規定いたしております。

また、55ページの付則1において、条例の施行期日を法の施行期日とする旨定め、付則2において現行の「飯塚市立保育所条例」及び「飯塚市立幼稚園条例」を廃止し、付則3において新制度の円滑な導入を図るために、経過措置を規定しております。付則4は、経過措置のうち、市立認定こども園に在園する短時間利用児、すなわち幼稚園児の利用者負担金について新制度発足に伴い負担増とならないよう経過措置を規定するものでございます。現在、幼稚園児の授業料は6000円ですが、新制度では、応能負担となるため、市民税の課税状況によってはさきほどご説明したとおり最高額で1万9780円となる可能性があり、保護者にとっては大幅な負担増となることが考えられます。このため、27年度在園児については卒園するまでの間、現行の利用者負担と同額となるよう経過措置を設けるものでございます。なお、新制度導入によりまして負担軽減となる生活保護世帯、市民税非課税世帯のうち母子世帯等に属す

るお子さん及び小学校3年生以下の兄・姉のいる第3子以降のお子さんについては、経過措置をもうけないこととしています。この経過措置によりまして、平成28年度新入園児から新料金を適用することとなり、27年度の入園児が卒園いたします3年後の平成30年度からすべてのお子さんが新料金という取り扱いとなります。付則5、付則6は新制度の発足に伴い、関連する2条例について議案書57ページの新旧比較表のとおり、その一部を改正するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

利用料金のことでございますけども、結局、今ここに示されているのは、国が仮単価を示しているわけですか。

○子育て支援課長

仮の単価を示しております。

○宮嶋委員

きちっとした単価が出てくるのは来年の3月。そしてこの利用料を納めるのは4月からですよ、9月からじゃないですよ。

○子育て支援課長

4月からでございます。

○宮嶋委員

子どもを預けて働きたいけれども、保育料がいくらになるかわからないという状況、4月から払わないかん利用料が3月に確定するというのが、本当に矛盾しているというか、無理があるというふうに思います。それと、これは消費税増税が財源だったと思うんですが、消費税が3%ふえたから財源はきちっと確保されているんですかね。

○子育て支援課長

これは一般質問でもございましたとおり、消費税が先送りされまして7000億円の財源が現在は確保の見通しが立ってございませぬが、新聞報道等によりますと、赤字国債その他で財源を確保する、努力するというふうに国は申しているところでございます。

○宮嶋委員

それから第7条で罰則というのがあるんですが、ちょっとこの辺を詳しく説明してください。

○子育て支援課長

今回、支給認定という仕組みが取り入れられましたことで、この支給認定に際し、虚偽申し出とか虚偽の書類、こういったものを提出した場合は罰則が科せられるという規定になっております。

○宮嶋委員

そういうことですね。例えばそういうことになった場合に、もうこの子は預かりませんよというようなことにはならないんですか。

○子育て支援課長

そういうふうに取り扱われる場合もございます。

○宮嶋委員

場合もございますというような、それはどこが決めるんですか。

○子育て支援課長

これは市のほうで決めることになります。

○宮嶋委員

いろんな親がいて、故意にやったり、本当に大変だったら、保育料がもっと安くなるのかも

しませんが、その親のあれで、子どもに罪はないわけですよね。結局、そういうふうになって、退所とかいうことになれば、子どもはどこかに、家にじっとほったらかされたりとか、虐待とか、そういうことが考えられると思いますが、何かそういうことに配慮ができるのかどうかですね、そういう決定をされる時に、その辺の子どもをどうするかということをやっばり子育ての担当ですから、そこら辺を考えていただきたいんですが、その辺について、いかがでしょうか。

○子育て支援課長

それは児童福祉の観点からですね、最大限、お子さんについては配慮する予定でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

もともと保育というのを国の、いわゆる公の仕事として今までずっとやってきたわけですが、自治体の責任を投げ捨てるというような形に、この制度はなると思うので反対をします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第105号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」、について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」及び「議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○こども育成課長

議案107号の飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案書の59ページをお願いします。本議案は、子ども・子育て支援法の導入及び児童福祉法の一部改正されましたので、放課後児童クラブの受入対象児童を小学校6年生までに拡大するために上程しております。まず、児童福祉法の改正内容ですが、「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」から「小学生に就学している児童」に改められたことに伴いまして、対象年齢を小学校6年生までに改正しております。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。議案書60ページをお願いいたします。右の表の改正前の第3条第1項の「4学年までの児童。ただし、市長が特に必要と認めるときは、小学校」を削除しまして、左の表、改正後です。続けましたら「小学校1学年から6学年までの児童」に改正し、対象児童を小学生にするものです。

続きまして、議案108号の飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の補足説明をいたします。議案書の61ページをお願いいたします。本条例は、子ども・子育て支援法導入、そして児童福祉法が改正されたことに伴いまして、厚生労働省より運営基準を基に制定いたしました。厚生労働省で示された基準は、平成19年に制定された放課後児

童クラブガイドラインを基に作られており、飯塚市の放課後児童健全育成事業は、このガイドラインを基準に運営しておりますので、運営に関しては特段大幅な変更はありません。

それでは簡単にご説明いたします。第1条は趣旨です、基準条例の根拠法令、そして、第2条は目的で、利用している児童が支援員により、心身ともに健やかに育成されることの保障を明記しております。第3条は設備及び運営の向上で、市は児童クラブを実施している事業主に対して最低基準を超えての運営を勧告し、その向上を常に努めるとしてしております。第4条は児童クラブ事業者に最低基準を超えての運営の向上と低下の禁止を明記しております。第5条は児童クラブ事業者の一般原則、1としまして児童の自主性、社会性、及び創造性の向上、基本的生活習慣の確立等による健全な育成、2は児童の人権、人格の尊重、3としまして事業者の運営説明、4としまして事業者の自己評価、5としまして保健衛生、危害防止の考慮、6としまして、人権擁護、虐待防止等責任者の設置及び研修の実施です。第6条は非常災害対策として計画と訓練についてです。第7条は児童クラブ職員の一般的な要件で、倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者、訓練を受けた者であること。第8条は児童クラブ職員の知識、技能の向上及びその機会の確保、第9条は設備の基準で、児童1人当たり1.65㎡以上、備品、衛生、安全の整備。第10条は支援員の設置、資格、利用者・児童の一支援単位の人数及び支援員の人数、補助員の設置を規定しております。第11条は利用者・児童を平等に扱う原則。第12条は虐待の禁止。第13条は飲用水等の衛生管理及び感染症まん延の防止措置、そして必要な医療品の管理を規定しております。第14条は児童クラブ事業者の運営規程を作成。第15条は職員、利用者・児童の帳簿の整備、第16条は秘密の保持。第17条は苦情への対応、窓口の設置。第18条は児童クラブ開所時間及び日数の設定を規定しております。第19条は保護者との連携。第20条は関係機関との連携。第21条は事故発生時の対応です。第22条は児童クラブ運営に暴力団関係者支配の排除を規定しております。

大きく変わったところは、児童クラブ指導員が児童クラブ支援員と名称が変わります。支援員の資格としまして県が開催する研修を受講することが必要となります。現在では、児童クラブ指導員は約100名在籍しておりますので、31年度まで5年かけて段階的に受講することになります。市の独自基準として、第5条の児童クラブ事業者の一般原則として第6号に人権に配慮した運営、人権擁護の取り組みのための体制整備と研修を規定しております。また第22条には、市民の安全安心を守るため、飯塚市暴力団排除条例に基づいて、児童クラブ事業の運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならないことを規定しております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

指導員が児童支援員に変わったということですが、支援員は結局、保育士の資格を持った方、社会福祉士の資格を持った方、この次は長いのでよくわかりませんが、教育法で2年以上この児童福祉に従事したものとどこですよね。これでいわゆる有資格者ではなくても、実際にそういうところで働いた方は支援員になれるわけですよね。あと学校教諭となる資格を持つとか、いろいろありますけれども、支援員の資格というのはそういうことになりますけれども、補助員という方に関しては補佐するという形になるのかもしれませんが、資格は要らないということですかね。

○こども育成課長

第10条第3項には、学校教育法の規定による高等学校を卒業し、児童福祉施設に2年以上勤めると、支援員の研修を受ける資格に該当することとしております。保育士、幼稚園教諭、学校の先生は支援員の研修を受ける資格を有する方です。そして県の研修会を、16授業あるんですけども、それを受けられまして、県が認定します支援員の方ですね、資格を持つというこ

とになります。この高等学校を卒業して2年間児童福祉施設に勤めた方は、この支援員の研修を受ける資格を有する。そして3年目には適性がある。そして本人が希望したりするとですね、3年目にその研修会を受けて本当に支援員に認定されるという仕組みになっております。

○宮嶋委員

それでは、いま現在やっております放課後育成事業に携わってある方ですね、児童クラブ、この方たちはこういう資格を皆さん持ってあるんですか。

○こども育成課長

2名ほど資格を持っていない方はいらっしゃいます。ただ持っているのは、児童厚生施設に勤めた方で、児童厚生員の資格を持っております。それともう1人は社会福祉士を目指す方で、ただいま学校のほうで介護支援員さんをされている方が1名おられます。その方は補助員として勤務しております。

○宮嶋委員

それではいま現在、お勤めされている方は皆さん、この新しい条例に則って支援員なり補助員として全員働かれるということですね。この児童クラブの単位ごとというのは、1つの児童クラブに対して支援員さんが1人と補助員が1人ということですか。

○こども育成課長

1支援単位というのが40人になります。2名以上の支援員が必要となってきます。そのうち補助員は、1名は補助員を採用してもいいですよということにはなっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○梶原委員

今度、育成事業の実施の条例が変わるんですが、小学6年生まで拡大されるわけですが、当初は6年生までしてたんですけども、4年生までに区切った、いま現在ですね。また6年生まで戻して、今のそれぞれの施設がありますよね、大体そこで全部対応できるのかどうか。

○こども育成課長

子ども・子育て支援事業計画で、31年度までの児童数を、量の見込みで出しております。それで23年度まで6年生までおりましたので、6年生までの入所の率、それとそれ以降は6年生までないでもやはり伸びている児童数が、率がありますので、その学校の児童数、推定の児童数を出しまして、そして今の段階で1.65平方メートル、1人当たりありますので、それを超える場合は、学校のほうに余裕教室をお願いして施設の確保に努めております。

○梶原委員

施設の確保はできると、ただ、また拡大されたんで、その子どもさんをやっぱり支援していく方が必要になってくるんだと思うんですけども、その部分については、どのくらいの人数が必要になるのか。

○こども育成課長

ことしの当初予算のときに人数を出しましたけども、1910人ぐらいの児童数が、入所児童、申し込みがあるんじゃないかなということで、指導員約、加配員の指導員も含めまして10名を予定しております。

○梶原委員

一応それで対応できると。ただ、その10名の確保については、実質もう4月からの対応はできるようにはなっているんですか。

○こども育成課長

失礼しました。11名です。申しわけないです。ハローワークのほうにも、そして市報のほうにもですね、もう今の段階から募集をするようにしております。

○梶原委員

それで対応できるのであればですね、早急に対応をしてもらいたいと思うんですが、あと、次の分のところの条例の中には苦情の対応がありますよね。苦情の対応では必ず窓口を設けてそれに対応するということですが、その窓口というのはこども育成課になるわけですか。

○こども育成課長

各児童クラブに主任というのがおります。まずはその主任、今でもですけども、主任が窓口の責任者になってもらいます。そしてNPO法人、青少年健全育成会に委託をしておりますので、委託の事務局が取りまとめをします。そこで解決をしていくようになります。いよいよのときは、市も一緒に出向いて保護者のほうに協議をしていくというふうなことをしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

64ページですね、第10条の5項になるんですかね。利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所にあつては、もう1人でいいと、一人は敷地の中にいればいいんだっていうようなことが書いてあるんですが、これ具体的にどういうことなのか教えてください。

○こども育成課長

子どもが20人以下の場合には支援員は2名必要です。そのうちに、二人とも支援員が資格持ちの支援員でないといけないんですけども、でも補助員として、一人は置くことができるということになります。だから2名のうち1人は補助員で対応ができますということです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第107号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」及び「議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、以上2件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例」から「議案第111号 飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例」までの3件、及び「議案第113号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例」、以上4件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢者支援課長

「議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例」の補足説明をいたします。議案書68ページをお願いします。議案第109号の飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例につきましては、平成27年3月31日をもって、飯塚市特別養護老人ホーム桜の園を廃止するものでございます。11月の閉会中の委員会で報告いたしましたとおり、指定管理者による指定管理期間が終了する平成26年度末で廃止し、現指定管理者である飯塚市社会福祉協議会に特別養護老人ホームの機能を継続した中で、「第三者に経営権の委譲をすることなく、現在地で35年間運営すること。」、「維持管理（大規模改修及び改築）に要する全ての費用は、社会福祉協議会の負担とすること。」、「桜の園の運営費から生じる剰余金の内、今後の維持管理や運営に必要な経費を差し引いても、なお生じる剰余金については、原則地域の福祉活動に活用する財源とすることとし、取り扱いについては、今後、市と協議する。」という条件を加え、譲与から無償貸与とすることで、飯塚市社会福祉協議会と協議がまとまりま

したので、平成27年4月1日から老人福祉法第15条第4項の規定に基づき施設の設置及び運営権を委譲するため、本条例を廃止する必要があることから、本案を提出させていただくものです。

次に、「議案第110号 飯塚市筑穂老人福祉センター条例を廃止する条例」の補足説明をいたします。議案書69ページをお願いします。本議案につきましては、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、「施設の老朽化が著しいことから指定管理者による指定管理期間が終了する平成26年度末で廃止する。」との方向性が示されております。また、施設廃止後につきましては、隣接する公民館や保健福祉総合センター、また、来年秋以降利用可能となる筑穂支所3階を代替施設とする旨を、当施設利用の27団体へ個別に説明を行い、また、筑穂地区自治会長会にも説明を行い、了承をいただいておりますので、予定通り平成27年3月31日をもって施設を廃止するため、本条例を廃止する必要があることから、本案を提出させていただくものです。

最後に、「議案第111号 飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例」の補足説明をいたします。議案書の70ページをお願いいたします。本議案につきましては、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、「指定管理者による指定管理期間が終了する平成26年度末で廃止し、居住部門事業を除くデイサービス事業等の機能を継続した中で、現指定管理者である飯塚市社会福祉協議会に移譲する。」となっておりますが、社会福祉協議会から移譲を希望しないとの申し出がございました。協議の結果、居住部門事業につきましては、平成24年12月に最後の1名が施設入所され、利用者が無くなったこと。また、デイサービス事業につきましては、近隣に民間の施設が出来たことや当施設利用者につきましては、保健福祉総合センターを代替できることから、公の施設としては廃止し、廃止後は、現在、地元筑穂地区の団体から利用したいとの要望があっており、今後、当施設の活用につきましては、この要望を踏まえ、地元自治会長会やまちづくり協議会、関係団体と引き続き協議してまいります。また、当施設で、デイサービスを利用している方や家族の方に対しては、社会福祉協議会が説明会を開き、概ね了解を得ておりますので、平成27年3月31日をもって公の施設としての機能を廃止するため、本条例を廃止する必要があることから、本案を提出させていただくものでございます。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第113号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例」について補足説明をいたします。議案書の83ページをお願いいたします。筑穂保健福祉総合センターにつきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画において指定期間満了後は公の施設としては廃止し、在宅介護支援センター事業、障がい児通園事業、高齢者の生活支援生きがい対策事業等、これまで施設で実施していた事業を継続した中で地域における保健福祉事業のさらなる推進が期待できる現指定管理者である社協に無償貸与するなど、その方向性が示されているところです。先の閉会中の委員会においても経過をご報告いたしましたが、飯塚市社会福祉協議会と協議を進め、このたび当該土地、建物を無償貸与して社会福祉協議会が運営を行っていく方向で協議がまとまりましたので本案を提出させていただくものです。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

桜の園ですが、これをやはり公の、飯塚市として責任を持ってやっていくべきではないかなと思いますが、これを廃止される理由をお願いします。

○高齢者支援課長

第1次実施計画におきましても民間でできるものは民間でやるという方向性ができておりますので、それに基づきまして実施いたしております。

○宮嶋委員

民間でやれると。市としてきちっとやはり責任を持つべきではないかなと思いますけど、それからあと、3つですね、福祉センターと、高齢者生活福祉センター、もう1つなんやったかね、何か全部筑穂なんですけど、何かこれだけのものをみんな飯塚市が責任を投げ捨てて、社協に無償貸与という形になるんですけど、そういうふうにする、三つ必要で今までつくってきたものを一時にこういうのを全部手を引いてしまうっていうのはいかがなものかなと思いますけど、その辺本当に利用されてる方、本当に納得されているのかどうか、ちょっとその辺どういう説明をされているのか、教えてください。

○高齢者支援課長

廃止と言いますと、聞き方によっては施設がなくなるように聞こえますけど、実際のところ保健福祉センター、桜の園につきましては、社会福祉協議会で継続して実施していただく。あと老人福祉センターにつきましては施設の老朽化ということで廃止、内野につきましては、公の施設としては廃止しますが、跡利用等現在協議しているところでございます。もともと筑穂のほうはですね、社協と一緒に福祉活動を実施してきたことでありまして、社協自体の信頼もありまして、市民の方、地域の方は社協で継続して実施していただくことにつきましては、異論はないというふうに私ども思っております。

○副委員長

ほかに質疑ありませんか。

○梶原委員

老人福祉センターの件ですけれども、一応施設の廃止はもう決定しておりますけれども、跡地利用ですかね、その分については何かこう、地元からこういうふうにしてほしいとかいう要望とかはあっていませんか。

○高齢者支援課長

老人福祉センターにつきましては、地元自治会長会の役員さんたちと話をしております。施設につきましては、もう老朽化が著しいし、危険ということで廃止するということであるなら、取り壊しをしていただいて、更地にできたら跡の管理等のこともございますので、アスファルトまではしていただきたいということを伺っております。

○梶原委員

そういう要望が出ておってですね、ただ、要望を聞いただけじゃいかんと思うんで、今後ですね、どの時期までぐらいにですね、その要望に応えられるかというところまでですね、考えていただきたいと思います。それから内野の分ですけれども、地元からですね、利用させてくれという要望が出ておるようですけれども、廃止してからしばらくは建物を利用される団体が、どういう目的でどういうふうにするのかというのが出てこんど、具体的な取り交わしはできないと思うんですけども、内容によっては所管が変わるんだろうと思うんですけども、それまでの間はずっと高齢者支援課のほうで対応ができるのかどうか。

○高齢者支援課長

内野の施設につきましては、4月の中旬まで社協さんのほうが残務処理等で使いたいと。それ以降につきましては、特定目的の普通財産になると思いますので、それからは高齢者支援課が一応所管として持って対応していきたいと思っております。その後、利用がですね、高齢者福祉に関する以外のことになりましたら、また別の所管課に移るというふうな形になると思います。あと老人福祉センターのほうにつきましては、一応来年度からの実施3カ年で予算として計上して、いま、財政当局と調整しているところでございます。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか

○宮嶋委員

議案109号及び111号、また113号に対しては、やっぱり公の施設としてきちんと市が管理していくという態度をとっていただきたいということで反対をいたします。

○副委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。議題中、「議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 飯塚市筑穂老人福祉センター条例を廃止する条例」について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第112号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の71ページをお願いいたします。平成23年5月及び8月に国において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第1次・第2次地方分権一括法が公布され、地方自治体の自主性を強化するため、これまで国が全国一律の取り扱いとして定めていた介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準について、地域の実情に応じて各地方自治体が定めることとなりました。本市においては、指定地域密着型サービスや指定地域密着型介護予防サービス等の人員等基準について、「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を平成25年4月1日に施行いたしました。本条例は、今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第3次一括法が公布され、介護予防支援及び地域包括支援センターの人員等基準についても昨年度に引き続き、地方自治体が定めることとなり、今般一部改正条例を制定するものでございます。

詳細については、78ページの新旧対照表をご参照方お願いいたします。左側の新のほうで説明させていただきます。まず、目次といたしまして「第2節指定地域密着型介護予防サービスの事業」第8条から第11条を、第2節、第3節及び第2章の2の3つに改正いたしております。それぞれ、「第2節指定地域密着型介護予防サービスの事業（第8条―第11条）」、

「第3節指定介護予防支援等の事業（第11条の2－第11条の5）」、「第2章の2地域包括支援センター（第11条の6－第11条の8）」としております。「第4章指定地域密着型サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項（第13条－第14条）」を「第4章指定地域密着型サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項（第13条－第15条）」に改めています。

次に改正内容について、条例に委任された事項などについてご説明をいたします。第1条の趣旨において、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を加えております。第4条の次に4条の2を加え、市独自基準といたしまして、利用者の人権擁護及び虐待の防止を図るための責任者の設置や必要な体制の整備、研修などの必要な措置を講じることを明記いたしております。第3節に指定介護予防支援等を加え、第11条の2から第11条の5までの4条を加えております。内容としては、通則、基本方針、準用規定として、人権擁護及び虐待防止、サービス提供に関する記録の整備、暴力関係者の排除規程の準用、その他の基準を定めております。第2章の2といたしまして、地域包括支援センターの項目として、第11条の6から第11条の8の3条を加えております。内容については、通則、介護予防支援と同様の準用規定や、その他の基準を定めております。第3章指定地域密着型サービス事業所等の指定の欠格事項に関する事項として、第15条の準用規定を加えております。ただし、第13条の法人例外を準用しています。最後になりますが、別表第2及び別表第3について、3号、指定介護予防支援等の事業、4号、地域包括支援センターにおいて、それぞれサービスの種別、整備しておくべき記録についての表を追加改正しております。附則としまして、施行を平成27年4月1日としております。なお、経過として、市の諮問機関の飯塚市高齢社会対策推進協議会での趣旨報告、及び市内地域密着型サービス事業者への趣旨説明を行うとともに、本年9月1日より1カ月間、ホームページにおいて市民の方への意見募集を行い、今回の条例改正の提案を行っております。

以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第114号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書の84ページをお願いいたします。これは、鯉田市民公園内にあります陸上競技場の名称を「健幸スポーツ広場」へ変更するとともに、市民の方に広く健康づくりに利用できるよう、個人利用につきましては無料にしようとするものでございます。現在の陸上競技場につきましては、第二種競技場としての認定がなくなった以後は老朽化が著しく、すでに陸上競技場としての機能は低下しておりました。そこで、サーカス場として利用が多いトラック内の芝生広場の機能はそのままにし、トラックの個人利用やトラック外周に新たに設けま

すウォーキングコースについては無料とし、市民の健康づくりに活用をしていただこうとするものでございます。なお、芝生広場、この場合専用使用のみでございますが、及びトラックの専用使用の場合には、これまでどおり有料といたします。あわせて各施設の利用時間及び休業日に関する規定がありませんでしたので、このたび整備を行っております。

以上簡単であります。補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松本委員

これについては健康広場ということで皆さんに使っていただきたい。その個人については無料でいいですよということですよ。この料金体制の中で、個人については無料ということが出ていませんよね。これはやっぱり料金体制、無料であってもそういうことがあるかと思えますし、個人で利用される方は無料ならばという方もいらっしゃると思うんでね、その明記というのはしていただきたいと思いますが、どうですか。

○健康・スポーツ課長

委員ご質問の趣旨としましては、無料であるということがはっきりわかるようにしておいたほうがいいのではないかとこのご意見ではないかと思えます。その内容、無料ということ为例えば条例内や規則、要綱等にどういうふうに盛り込むことができるかということにつきましては、法制の担当のほうとも協議をしておりますが、基本的な法理論上でいきますと、議案書の86ページに新旧対照表がございますが、これの86ページの9のほうの陸上競技場のところに、個人利用というのがございまして、現在これによって料金を徴収しているところでございますが、これを新のほうでは、もう専用使用のみということで削除をしておりますので、これについてはもう明らかに個人については無料にするということにはなります。ただ、おっしゃいますように無料であるということ、いかにお知らせする必要があるかということについては、大変、利用していただくための無料ということにしておりますので、それをいかに周知していくかというのは、今からもちょっと検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○松本委員

執行部の皆さんはね、わかられると思うんですよ。しかし市民の皆さん方についてはね、わかりませんのでね、できるだけ無料なんですと、ぜひこういうところを使って健康管理をしてほしいという皆さん方の意向が伝わるようにしないことには、私はいけないんじゃないかなというふうに思いますので、法制とも相談をしてですね、ぜひそういったことを明記していただきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第115号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について

補足説明をいたします。議案書の88ページをお願いいたします。これは、市立病院の新本館完成移転に伴い、特別室の料金を6480円から1万800円へ、個室の料金を3240円から5400円へ、上限額をそれぞれ引き上げるものであります。なお、施行日は規則で定めるとしてありますが、1月10日から12日の間に引っ越しを行う予定でございますので、13日から外来診療を行うというところでございますが、いずれの日から適用するか、まだ病院のほうとも協議ができておりませんので、このような記載にしております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

新しくなったから料金を上げるということなんでしょうけど、この引き上げの積算の根拠とかいうのはあるんですか。

○健康・スポーツ課長

まず、近隣の同じような病院の料金等も参考にいたしました。また、一番大きな理由としましては、現在の部屋の面積が、現在の面積よりも広くなると、その分を勘案して今回の料金のほうにしております。

○宮嶋委員

だいたい2通りあるみたいですけど、何室あるんですか。

○健康・スポーツ課長

現在ございますのが、特別室が7室現在ございます。また個室が8室ございます。これが今回新しくできました病棟では、特別室が4室、個室が9室に、申しわけございません、ちょっとお待ちください。———申し訳ございません。新しい病棟の個室と特別室の数がちょっと現在手元にございませんで、それにつきましてはまたご報告をさせていただきたいと思っております。

○宮嶋委員

現在の特別室、個室っていうのはだいたい満室になっているような状況なんですか。

○健康・スポーツ課長

申し訳ございません。現在満室かどうかということは把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

この個室とか特別室の必要性というか、そういうのがもう1つわからないなということで、いま質問したんですけれども、個室に入られる方の理由とかもいろいろあると思っておりますけど、ですよね、でもこれ入院が何日間かに及ぶようになれば、金額的にも随分差額が出てきますので、引き上げに対して反対の態度をとらしていただきます。

○委員長

ほかに討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第146号の補足説明をいたします。追加議案書の19ページをお願いいたします。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、出産育児一時金の支給額を見直す必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

20ページの新旧対照表をお願いいたします。国民健康保険においては、被保険者が出産した場合には出産育児一時金として39万円を支給し、産科医療補償制度に加入している病院、診療所又は助産所で出産をされた場合には、病院等が被保険者に保険料の負担を求めた場合、出産育児一時金39万円に3万円を加算して42万円が支給されております。今回の改正では、出産育児一時金の総額は42万円と変わらず、規則で定める額は、参加医療保障制度の掛金が3万円から1万6千円に引き下げられたことになったために1万6千円を基準とすることにしたしております。そのため、第4条第1項の39万円を40万4千円と改めるものでございます。なお、施行期日は平成27年1月1日からとなっております。

簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

この金額は現物支給とかいろいろありますけども、立て替え払いとか、どちらになるんですか。

○医療保険課長

現実には、今の産科医のほうからの請求は直接払いの形が多いです。ただそれは、あとで償還払いということもできますけども、現実にはそのままそこで医療機関からの請求になるということになります。

○宮嶋委員

若い方はなかなか大変だろうと思うので、できれば、もうどうせお金が入ってくるのであれば、そういうやりとりをしないで済むような方法に変えていただきたいと思います。そういうふうになりますか。

○医療保険課長

基本的には、もう本人さんは払わなくていいような形になっています。それでどちらでも選べるわけですが、ほとんどの医療機関はもう直接請求という形をとっています。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）の市民意見募集について」、報告を求

めます。

○介護保険課長

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）の市民意見募集についてご説明いたします。お手元の資料の原案をお願いいたします。本計画は、全国的に高齢化が進行する中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度、2025年度を見据え、平成27年から29年度までの高齢者施策及び介護保険事業の推進を図るために策定するものでございます。今般、国では、今後のさらなる高齢化を見据えて、医療・介護の制度を一体的に改革するため、「地域医療・介護総合確保法」が制定され、大幅な制度改正がされて行われております。これらの制度改正を受け、今回、意見募集する本計画につきましては、2部で構成し、第1部総論、第2部各論で構成した内容としております。

これよりは、その主な内容についてご説明いたします。1ページから6ページは、第1部総論では、第1章計画の概要として、計画策定の背景と目的では、介護保険制度の動向や制度改正の概要を明記し、また、計画期間の進行管理では、平成37年度までの中長期的な見通しのなかでの今期の計画として位置付けをしております。7ページから15ページ、第2章の高齢者等の現状では、平成37年度までの人口の将来推計をはじめ、団塊の世代の高齢化の推移や要介護等認定者の現状を図示し、先に実施いたしました高齢者の実態調査の概要についても、ポイント的にグラフ化し、お示しをしております。16ページから20ページ、第3章計画の基本的な考え方では、制度改正の内容を踏まえた計画の基本目標と具体的な関連施策を掲げております。

次に、第2部各論のご説明をいたします。21ページから24ページ、第1章健康づくりの推進では、22ページに制度改正による新しい介護予防事業の体系を、24ページではその概要について、表にまとめております。25ページから29ページ、第2章暮らしを支えるサービスの推進では、高齢者実態調査の結果をうけ、情報提供・相談体制の充実や生活環境の整備などに向けた現状及び今後の取り組みをお示ししております。30ページから32ページ、第3章生きがい活動と社会参加の促進では、高齢者実態調査の結果をうけ、趣味や交流・生きがいづくりの促進、地域貢献活動・就労の促進に向けた、現状及び今後の取り組みをお示ししております。33ページから40ページ、第4章人と人とのつながりのある地域づくりの推進では、35ページに医療と介護の連携の推進の項目を設け、在宅医療・介護連携のイメージ図を掲載し、36ページでは今後の取り組みをお示ししております。また、37ページから38ページの多様な生活支援の充実では、制度の移行に係る介護予防・日常生活支援事業の概要と移行後のサービス事業の概要を掲載しております。41ページから44ページ、第5章認知症施策の推進では、認知症に関する相談や家族支援の充実の項目で相談・支援体制の構築についての今後の取り組みをお示ししております。45ページから68ページ、第6章介護保険事業の推進では、被保険者数・要介護認定者数の推計、介護サービスごとの量の見込みと確保の方策を示し、57ページでは「地域包括ケアシステムの構築に向けた取組」として、地域支援センターの機能強化や地域ケア会議の充実を掲げ、制度改正に伴う地域支援事業の展開を図示しております。65ページからは、介護保険事業の円滑な運営のための取り組みの項目の中で、制度改正による費用負担の公平化等、その他の取り組みについてお示ししております。以上が意見募集する計画の概要になります。なお、経過として、本年4月に高齢者実態調査を実施し、その結果を踏まえ、市の諮問機関である高齢社会対策推進協議会、及び専門委員会で今後の高齢者等の各施策事業の内容及び量の見込み、確保の方策等を審議したなかで、原案を策定いたしております。市民の方への意見募集については、資料のほうで意見募集としてお渡ししておるかと思いますが、12月1日の市報でご案内し、平成26年12月10日から翌年1月9日まで市民意見募集をいたしておるところでございます。閲覧場所は、本庁介護保険課、高齢者支援課、各支所市民窓口課、各地区公民館としており、また、飯塚市ホームページから

も閲覧することができますことを追加説明いたします。

以上で簡単ですが、市民意見募集についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

これだけの量の計画をですね、公民館にあって閲覧をして意見を上げるという方々がどのくらいいらっしゃるのかですね。すぐにホームページで出していますとか、こういうふうなこと言われますけど、ちょっとさっと見て意見が言えるような方っていうのはそんなにいらっしゃらないんじゃないかなと思いますが、一般的に興味の、そういう思いがある方、積極的に来られるかもしれませんけど、どのくらいの方が意見を寄せられるかなど。何かもう少し、特にこういう問題に関わっている施設とか、名前を書いて意見を出しにくいのかもかもしれませんが、そういう専門職の方とか、何かそういう方にもっと働きかけをしないと、募集しました、意見はありませんでした、何件しかありませんでしたということで毎回終わっているんじゃないかなと思いますが、より多くの方から意見を集めるための努力というか、何かそういうのをぜひ考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長

確かにいま委員ご指摘のとおり、内容が非常にたくさんのページで構成されております。その件につきましては、現に地域密着型事業所関係で協議会というのがございますので、その協議会にも私どもまいりまして、こういった意見募集を行いますといった形でご説明もいたしましたし、また、これ実際に協議会で審議したわけでございますが、協議会の委員さんにも各そういった専門の組織なり事業所、そういった方の代表の方で構成されておりますものですから、そういった方を通じましてもご意見が頂戴できるものと考えております。

○宮嶋委員

ぜひですね、せっかくなつくって皆さんの意見を募集してよりよいものにしようという思いなんだらうと思いますので、ほんとにたくさんの方から指摘なり、ご意見なりが寄せられるように努力していただきたいというふうに申し上げて終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、議案第100号に戻っていただきますが、「平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第100号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)」について、補足説明をいたします。

補正予算の1ページをお願いいたします。第2条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。第1款資本的収入、第1項企業債につきましては、建て替え事業に関する病院事業債として1830万円を増額補正いたしまして11億2900万円となっております。第2項出資金は、一部建て替え事業に関する合併特例債分として610万円を増額補正しまして3億7630万円に、第4項納付金につきましては、病院事業債元金償還等に対する指定管理者の負担分で、2万6千円を増額補正して4627万3千円となっております。

次に支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良事業費は、継続費の平成26年度分としまして、工事監理委託料及び建て替え工事費2442万6千円を増額補正いたしまして11億3271万1千円を計上いたしております。第3条継続費の総額、年度及び年度割額についてご説明いたします。既定の継続費の総額40億6195万2千円を3億1344万5千円増額

し43億7539万7千円、事業完了年度を平成27年度から平成28年度に1年追加しており年度割り額もそれに併せて変更しております。

これは主に、市立病院の建て替え工事業において東日本大震災を起因とする労務単価費や資材費の高騰により今後発注予定の東棟及び診療リハビリ棟改修工事等について既決予算内での発注の見込みが立たないことから、補正するものでございます。恐れ入りますが、追加の資料でお配りしております継続費の概要のほうをお願いいたします。9月定例会において提案してありました補正（第1号）予算案に比較をしております。この表の中で診療リハビリ棟の改修工事の分でございますが、1499万7千円を減額した予算案となっております。これは、今後、施工します工事の内容について精査をしました結果、設計金額が減額となりましたので、これを今回の第2号補正予算案として上程をしております。なお、今回補正で一部建替事業の増額は3億1344万5千円ではありますが、この全額が事業費となりますと指定管理者の負担となりますのが、2億3803万8千円となる見込みであります。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12：51

再 開 14：19

委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○副市長

私のほうから前回補正予算の提案時にですね、補足説明ということですが、通常では考えにくいその上昇率と言いますか、アップ額に対して明確な説明ができず、皆様に不信感を抱かせ、混乱を招いたということに対しましては、大変申しわけなく心よりお詫びを申し上げます。少し長くなりますが、その点に関して私のほうから補足説明をいたします。

ご存じのとおり、市立病院というのは建設の主体は行政であります飯塚市です。ただ建設に伴う経費につきましては、合併特例債あるいは補助金等を除く実質的な負担は指定管理者であります医療振興協会が負担するという協議が整ったことで、この事業がスタートをいたしております。行政としての、本市といたしましては、指定期間中は市民の皆様安心して受診していただけるような、また指定管理者の病院運営が長期にわたって無理なく安定した経営を願うものです。

そこで行政として、指定管理者に過度の財政負担を避けるために、当初建設単価を可能な限り抑え気味で査定を行いました。しかし、このことが結果として実勢単価との乖離を生じ、その差が、だいたい約ということですが、2割から3割あったのではないかと推計試算をしております。その後、皆様ご承知のとおり資材費、あるいは労務単価の高騰ということが、また2、3割加わりまして、その結果実勢単価との乖離差、それと建築単価の上昇を掛け合わされた、要するに、増算する結果として当初見込みの約6割から7割の上昇率になったものというふうな試算をいたしております。

言うまでもなく市立病院は、13万余の市民の皆様安全、安心な医療サービスを提供することはもちろんのことでございますが、快適な医療施設を整備することも、これも行政の重要な役割であるというふうに考えておりますので、ひとつこの点をご高配いただきまして、今回、再精査いたしました補正予算のご理解をいただきますように、よろしくをお願いいたします。

○委員長

執行部の説明、副市長の補足説明がりましたが、説明に対しまして質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤本委員

藤本です。まず副市長の発言の確認からいきますが、9月29日の委員会での副市長の発言は、確認しますが、次のようなことでよいか。「30億円で、この面積でプロポーザルをやったが、設計が上がってきたら49億だった。すぐに副市長は設計会社に電話をされ、これじゃあプロポーザルをもう一度ご破算にしてやり直さんと、ほかのところは皆さん30億という形で応募してあるわけですから、プロポーザルそのものの飯塚市としての信用を失う。全般的な見直しを再度やってくれ。そうしないと、それができないのなら、少なくとも40億という数字を割らないと、30億でスタートして行って、面積がちょっと増えて4割も増えた、3割も増えた、なんていう話は、私は市民に対して説明しきれない。この1回目のプロポーザルは申しわけないけど、もう一度再度ご破算にしてやり直すから返事をくれということと言われたのに対し、何とか努力しますという返事だった。その後努力されて、出し直しをされた。それを建築のほうでその後、内部協議して予算として上げた。」これで間違いないですか。

○副市長

おおむねそういうことでございます。その中で当初30億でプロポーザルし、結果として上がってきたときは、病院側の意向を受けて、面積自体が2割ほど増えたというのを、たぶん言ったんじゃないかなと、私は記憶はありますが、そういうことで三十五、六億であれば、逆に割り戻せば説明できると。しかし、あくまでも49億ではとても説明しきれないよと。いま言われますように設計会社のほうに、どうしてもそれが無理なら、無理という返事がいただければ、もう1回プロポーザルをやり直さなきゃならないというようなことを先方に私は伝えたことは間違いありません。

○藤本委員

一たん、それでは設計コンサルからは、完成図書として49億の設計書が出されたということでもよろしいですかね。

○建築課長

設計書というよりも概算内訳書ということで提出を受けました。

○藤本委員

それではですね、30億から49億になぜ増えたのか、またその経過について確認したいと思います。コンペした案件がいきなり49億円という設計になるはずがないと思うんです。計画時と設計完了時では何が変わったのか、また、もちろんそれには必ず途中で相談なり協議がなされているはずで。だれがどのようにして係わっていったのか。例えば、病院担当課との相談、協議はあったのか。あったのであればどのような内容か、教えてください。

○健康・スポーツ課長

私、当時課長補佐で在職をしておりましたですけど、その当時まずプロポーザルで公募しました内容と言いますのが、先ほど副市長も言われてありましたけど、1万1千平方メートル程度の内容で設計をお願いしますということでしておりました。しかし先ほど副市長からもございましたように、結果的に1万3700平方メートルほどで上がってきております。これにつきましては、当時プロポーザルで選定されました内藤建築事務所が市立病院のほうとプロジェクト委員会というのをつくりまして、設計の具体的な詳細内容についてずっと協議をしておりまして、その中で病院のほうと協議する中で、例えばここを広くしてほしいとか、ここにこういう部屋がほしいとか、例えば手術室をもう一つ増やしてもらいたいとかいう、当初の内藤が提案をした内容よりも、さらに膨らんでいておりました。

その結果としまして、1万3700、確か私の記憶では1万3700平方メートル程度に膨らんでおります。率にしますと23%ぐらいになるかと思えます。ですから、当初の計画よりも面積自体が膨らんでおりました。また、内藤建築事務所がプロポーザルのときに提案をしておりました中身には、免震というのがございました。耐震で行いますという提案であり

ました。ただ実際に、先ほど言いましたような協議をしていく中では、あそこに西山断層というのがある関係から、病院のほうから耐震はなく、免震でしてほしいという強い要望がございまして、その分というのがふえております。免震は当然、耐震よりもかなり費用的には膨らむということで1億円単位で多くかかるというふうなお話がございまして、正式な数字としては伺っておりませんが、そういった内容がございました。さらに先ほども申しましたけど、手術室等についても、当初提案としては3部屋から4部屋、確か4部屋の提案だと思うんですけど、実績的には病院のほうからは、5部屋つくってほしいというふうな要望もあってございまして、そういった内容で全体的な設計額としては、だんだん膨らんでいったというふうに考えております。

当然その途中経過としまして、幾らぐらいの現在、例えばその協議中で今いくらですよというその数字はあがってきておりませんが、協議をしていく中で、じゃあこれでという最終的に固めた内容としてあがってきたものが、先ほど副市長のほうから言われました49億円程度の金額になるという報告を受けたところでございます。

○藤本委員

だったら、この建築課との相談、協議はあったんですか。

○建築課長

建築課としてもですね、プロジェクト会議に毎回出席しておりましたので、内容は協議をしております。

○藤本委員

じゃあ、その後でしょう。市長、副市長との相談、協議はあったのか。もしあったとすればどのような内容か。逆にそれとも報告を受けただけなのか。お答えください。

○副市長

私が報告を受けたのは、先ほど言いますように、基本設計でも概算であがってきたのが、49億強ということで報告を受けました。何を言っているのかと、正直言っているのかという最初の感じで、当時の建築課長に、先ほど繰り返しになりますけど、これは30億で、当時の課長補佐と言いますか、今の課長が1万1千平米が23%ぐらい面積があがったと。私はざっくり2割ぐらい面積がふえたなという、現場の意見は、これはお医者さんですから、できるだけ指定管理でお任せしていますから、できるだけ使い勝手がいい、そして今、近代的な病院がいいだろうとか、できるだけ現場の意見はくみ上げなくてははいけませんけども、廊下は、例えば私が報告を受けたのは、ベットがゆっくりすれ違だけの広さがほしいとか、いま言う手術室がふえたというのは、若干報告で受けております。ただ、耐震と免震は私はちょっと正直今のところ記憶にございませんが、ただ結果としてとんでもないと、当時の建築課長にプロポーザルを30億でやったのなら、どうしても建築課のほうで無理なら自分が電話しようということで、先ほど当初言いました、前回も言いましたような内容の電話をですね、福岡の支店長か、チームリーダーかわかりませんが、電話をかけたわけです。面積のふえた分については病院の意向ですから、できるだけ聞いてあげたいという思いもありましたから、30億を割り戻して2割増えて35、6億であれば何とか市議会のほうにも説明すれば理解を得られるだろうという判断のもとからそういう指示をして、とにかく40億じゃ話にならないと、建築課長にも40億をなんとかきると、しっかりその相手の建築会社と打ち合わせをしるというような指示はいたしました。

○藤本委員

だったらですね、次に副市長はですよ、「しかし設計会社が果たして、いま私、いま振り返ってみますと、全般的に本当に見直したのかというちょっと疑念を持っております」と発言をされています。そして、また宮嶋委員の「きちんと見直しをやったのか疑念を持っております」というような言葉を言われたと思うんですが、それは間違いないか」という質問を確かされた

と思います。そのときに「疑念というよりも疑念という言葉が正しいかどうかは別としてですね、きちっと設計会社の方が、これはもう結果論ですから実際のところはわかりません」と発言してあります。どのように9億円下がったのか、確認をされたのかなという疑問があるわけです。それで確認をしたということで間違いはないですかね。

○副市長

私も、これはまたお叱りを受けるのかどうか分かりませんが、技術屋じゃありませんから設計の中身、いろんなことを見ても正直わかりません。ですから、建築課のほうには、とにかく39億をきるように何とか努力せいという、要するに設計会社のほうと打ち合わせをなさいという指示と、設計会社のほうには何とか40億をきるようにあなたのほうも努力をしてくれと、努力というより全般的に見直してくれと。ですから、前回も言いかけましたが、例えば一般的な言い方で平たく言えば、1級品を2級品に落とすとか、2級品であれば3級品に落とすというような形で、そういう全般的な見直しが行われた中で、40億ぐらいで持ってきたんだらうなという、私自身がその数字、いま言われるように9億もの大幅な金額下がったのを、きちっと裏付けを持って確認したかと言われると、その数字自体については報告を受けながら、当時の建築課長とやりとりをしていましたから、設計書とかそういうその積み上げたものを私が確認をしたか、それは確認はやっておりません。ただ数字の中でそういう指示をし、あるいは設計会社のほうに、全般的な見直しをとにかくやってきて、できるだけ単価を低く抑えてくれと、当時の委員会でも30億でプロポーザルをしたのに何で40億近くになるのかと、確か当初そういう批判もあったと思います。通常病院を建て替えるときは、その病院の年間売上といいますかで、全体の収入で建て替えるのが常識ですよと意見も伺っています。これは私は、先方の理事長からも同じようなお話を伺っていますから、そこは非常に念頭にありましたので先ほど言いましたように、長期安定に経営してもらうためにはできるだけ費用を抑えて、市立病院として運営してもらわなくては困るという思いが非常に強く働いたことは事実です。

○藤本委員

それではですね、49億の設計図書というよりも、内訳書と言われましたが、この49億の設計の建物が40億にどう変わっていたのか。その中で必ず市に協議と相談はあったはずだと思います。そのときに、病院担当課との相談、協議はあったのですか。

○健康・スポーツ課長

最終的には建築課のほうで金額については詰めてございましたので、私どものほうでは、直接最終的に確定をした金額を伺ったのみでございます。

○藤本委員

だったら建築課、もしくは契約課とこの相談、協議はあったのか。あったのであれば、どんな内容だったのか。教えてください。

○建築課長

当時は予算が40億ラインということでしたので、副市長が言われましたような、内容をとにかく精査しなさいということで、我々もできる限り努力をしたんですけども、ちょっと無理な面もあったかもしれませんが、最終的に49億から40億に落としたということでございます。

○藤本委員

皆さんが懸念された不思議にと思うところ、この9億なんです。だから、先ほどからちょっとくどい話をしていますが、基本こういう協議、相談をするときにですね、下げていくにしてもですよ、あなた達の説明を聞いていたら、とれる手段は上級品から通常品への変更などの使用材料の見直しです。それから、廊下の幅を狭くするなどの設計の変更。それか単価の見直しを行うか、この3つぐらいしかないと思うんです。それ以外何かあるんですか。そうじゃないと9億という金額を下げた、だからこの辺りですよ。私は秘密会にして、特殊見積もり云々と

かいう話もあったけど、だからこういう言いにくいところを言ってもらわんと進まんよといったのは、そこなんです。だから、みなさんも質問の中で、何で何で何で、ここに集約された部分があるわけです。しゃべれるだけでいい、しゃべってください。

○副市長

実は今回のこの補正があがってきたときに、委員の皆さん方が疑問に思われているように、私も何でこんなに6割も7割も、補正であがってくるのかと。今まで学校とか、庁舎にしても大体2、3割、25、6%から30%弱と思いますが、何でここだけ6割、7割、ただいろんなところで、これは事実かどうかで別として非常に市立病院の本体がどんどん当時工事が進んでおりました。その中で、事業者のほうから非常に苦しいという声が上がっていますと、これは事実かどうか、私はわかりませんが、そういうのは聞いておりましたけど。それと、前の建築課長に私がとてもじゃないが、その40億、ぎりぎり40億、本当は39億9900万でもいいけど、40億をきってくれというを私は当時の課長に言っていたんですが、なかなか40億台の声を聞くと予算もあげにくいし厳しいぞという指示をしたから、改めて今回こういう上昇率になったときに、現課長に問い詰めました。何でこういうことになるのかというと、現課長もなかなか言いにくかったと思うんですが、私が前回そういう、いわゆる当初できるだけ初期投資を低く抑えないと病院経営が安定しないという思いが強かったですから、厳しくその当時の建築課長に指示をいたしました。予算もこれしかやれんぞと。ですから振り返ってみると、行き過ぎた面があったのかもわかりませが、当時の建築課長が今度は逆に部下に命じて、49億で上がってきたのですね、無理やりなんとかこう、数字あわせを逆にしたような、別に大義があったわけじゃない、やっぱりその、私、副市長から言われたというところでもかなり、圧縮して予算を切り詰めて、当初予算に私は計上したのではないかというふうな判断をしております。

○藤本委員

これが本委員会でしょうね、それ以上は課長の口からもでない。基本ですね、49から40億に見直すときに、例えば本館、診療リハビリ棟、東棟、解体外構をですね、がそれぞれでいくらやったのか。それぐらいはしゃべれるでしょう。使用材料の見直しによる減額、設計の変更による減額、単価の見直しによる減額が、それぞれに幾らで、減額後の各工事は幾らになったのか。これは資料があるようでなかったんですよ、実は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:42

再 開 14:52

委員会を再開します

○藤本委員

いま数字のところ、このためだけと言ったらおかしいけど、この数字をきちんとする。そして議会が納得をするために秘密会と私は言うつもりです。何でかと、比較していった、こっちでつくった分があるんです。計画段階、例えば30億、設計監理49億、コンサルの再提出40億、建築課がチェックをしました。で、予算を提出40億、9月の補正で43億、12月の補正でやっぱし43億、この中の数字を本当は埋めてほしいんです。そうすれば納得すると思います。これが丸秘の部分である以上、だからもう何度も、実際本委員会に入りましたんで、それはもう言いませんけれど、例えば公表されてない資材費分、これがあなた方の言う特殊見積もりです。これはあちこち聞きます。確かに特殊見積もりは。ただ、昔はこの特殊見積もりで逃げたという話が多いとです。だからあえて聞くんです。そういうことはない。なんで副市長があそこまで言われて、設計屋にプロポーザル終わった後にあれだけ抗議をされても、あえてまだここまで、結果いろんな苦労があったかもしれません。下げたかもしれん。

でもまだ委員会の、まあ私以外の人はわからんけどですね、そこ辺でちょっと、これちょっと置きます、少し。続けていいですか。40億からですね、43億への変更についてのときですね、先の委員会で都市建設部長、あなたが言われた労務費と一般に公表されております資材費のアップ分、それと消費税を合わせて比率でいきますと27%の増と。それと実施するに当たりまして再度調査した結果、屋根の防水工事及び外壁等の工事に追加工事分といたしまして20%の追加分。とそれともう1つが工事を積算するに当たりまして、先ほど申しました一般に公表されていない資材費の部分につきまして、単価スライドした結果、24%の割合として増になっております。それがリハビリ棟の改修分のアップの内訳でございますと、こういう発言をしている。ただ、直後に建築課長、増額の内容をリハビリ棟で言いますと、労務費や一般に公表されている資材アップ分、それから消費税のアップ分を入れますと約30%です。それから屋根の防水であるとか、外壁の改修、内部の改修等の追加工事分としては約20%の増です。それから一般に刊行物等で公表されていない見積もりによる資材等ですねと、あるいは施工単価等についてのものについては約38%の増になっております。部長と課長、こう言われている。いいですか、労務費と資材費公表分、消費税は元はいくらで、補正後はいくらか。アップ分について部長は27%、課長は30%と発言してある。正しく何%ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:57

再 開 14:58

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

すいません。前回の委員会で私が比率で27%ということによっておりました。当時、私のほうが知っておりましたのが人件、資材と消費税とかいう部分を含めて30ということをして27ということによって答弁しておりました。まことに申し訳ございませんでした。

○藤本委員

前もって、質問を言っておけばよかったかなという思いもありますが、あのですね、要するに27%を30%、部長が27%、課長が30%、それから追加工事分が20%、これは一緒です。ただ、ちょっとここで引かかるのが、皆さんそうだと思いますが、先ほどから言っています特殊見積もり、公表されていない資材費分、これが24%が38%です。パーセントはどちらも88%です。でも、この6700万、大方倍位になるわけですね。ここの説明をどうされるのか。ここもポイントになるところです。発言、これはぜひしていただきたいと思えます。

○建築課長

前回の委員会の中でも、ちょっと申しましたけれども、非常に厳しく圧縮した単価であったということで、本来、庁舎関係では25のアップになっているんですけども、病院に限っては30%になったと。そして先ほどから特殊見積もりという言葉が出ているんですけど、これ特殊見積もりではございませんで、一般的に我々が優先的に使っている単価っていうのが刊行物と言われる、一般経済調査会であるとか、建設物価調査会等が発行しております単価をまず優先的に使いますと。それ以外に載っていないものについては、例えばサッシであるとか、いろんな内装工事であるとか、そういったものについては、業者から見積もりを取ったり、メーカーから見積もりを取ったりいたします。その見積もりを取った分について、非常に厳しく実勢を考慮した価格としたと。それが結果的にですね、38というような大きな数字になったということでございます。

○藤本委員

公表されていない資材費分ですね。資材費未公表分と施工単価見直し分、労務とか、そうい

う諸々だろうと思います。でも、この説明がいま言われるような話をきちんと前もって、委員会のときには、そういう堂々とした発言はなかったはず。だからこういうふうになってきたと。しかしですね、アップ率はそれぞれあると思いますが、比較したらおかしいところが出てくる。担当のあなたたちが一番わかるんやろうけどですね、これ以上ちょっと詰めた、もちろん今の数字が出てこない以上、次の数字は出てこないでしょうね。ある程度こちらは把握はしています。ただし、今後の東棟、リハビリ棟の改修工事の発注は、次に行きますよ、どのようにして行われますか。本館の工事を、例えば受注した会社は、参加できるんですか。工事は終わっていますけど。

○建築課長

基本的にはですね、市内業者での発注という形になるかと思いますが。これはまだ業者選考委員会等で決定されるべきことですし、契約に関することですので、はっきりとはちょっと私も言いにくいんですけども、市外業者ではなくて市内業者であって、なおかつ手持ちのない業者になるのではないかなというふうに考えていますけど。

○藤本委員

要はですね、計画時と設計完了時の相違点です。面積の増もあります。耐震から免震とかわった分は。でも、この協議も先ほど聞き忘れたか、聞きそびれたか知らんけど、途中で必ず相談とか、もちろん協議はなされたはずですよ。原課も含めて。だれがどう関わって行って、これだけの変更が許されるか。そういう皆さん懸念があるわけです。これは、うちの厚生委員会だけじゃない人たち、議会の議員さんたち、そういうところからもそういう話を聞きます。だったら1回それは委員会で聞いてやろうという思いで、この際ですんで聞きますが、どうですか。

○副市長

このですね、前回のパーセントの齟齬があるじゃないかのご指摘、いま藤本委員からお聞きしておりますが、正直言って、ある一定の資材、あるいは労務単価、きちっと上がってきた分、基本的なものについてはおそらく担当課が答えたとおりでらうと私は思っております。再三私は申しておりますように、私ができるだけ圧縮せいという形の中でやった分は、逆に数字的な逆算を担当課としては結果として私はしたんじゃないかと、だからなかなか、これとこれとこれがこうでというアップ率がですね、明確に言えない、それも逆に言えば大変申しわけないと思いますが、それは副市長からやかましく言われて、圧縮したからというのは担当課はなかなか言いにくい面が、私はあった、その数字がですね、結果的にそういうふうなところのほうに、しわ寄せになった。いま、こういういろいろ打ち合わせをしたり、報告を聞いたりすると、そういう面が多々あるんじゃないかというふうにですね、できればご理解していただきたいというふうに思っております。

○松本委員

今ですね、副市長が言われましたけれども、これいま藤本議員るる数字のですね、あれを言われていますが、私はこの前回までの委員会で、3つのね、間違いがあると思っているんですよ。その1つは49億になったときに、プロポーザルをもう一度するよと言われたのに、されなかった。これが1つです。そして、そうこうしよるうちに、9億下がってきた。数字が40億というのが出てきた。9億もの下がった数字にもかかわらず、どのようなことで、これは9億下がったんねというチェックもされていないですね。ここまでが2つの大きな要因ですよ。それに最終が、この議案を出すときにですね、こういった諸々副市長はおわかりだったと思います。副市長が言われたわけだからですね。どういう事情で下がってきた、どういう事情だったということは120%理解をされていたと思うんですが、これを饅頭のように、餡子をですよ、その中に入れ込んで、資材費が上がりましたとか、労務単価が上がりましたとか、そういった理由のもとで、この議案を出してこられた。出された私どもは、倍にもなっているのに何でといったのが、今回のこの病院のこの議案ですよ。それには、今いみじくも副市長言わ

れましたけれども、担当課に49億とかとんでもないよと、もうちょっと下げなさいと言われてた。市長だとか副市長から言われたら担当課はできないことでもしなきゃいかんのですよ。いえ、私はそんなこと言っていないよ、ただ、高いから40億切りなさいと言っただけですとおっしゃるかもしれませんが、それは副市長も課長の経験もお持ちだし、部長の経験もありなんだから、上から言われたら、どういうふうなことなのかというのは、ご理解がいくはずですよ。しめなさいと言われてた。もうちょっと安くしなさいと、でないと議会には持っていかれんよと言われてたことがですよ、この今の状況なんですよ。だから副市長はやっぱりトップになられているわけだから、自分たちの意向が本当に現場の職員の皆さん方に、どういう影響を与えるのか、それをしっかりと考えてもらわなくては困るんです。そして、職員の方々が働きやすいような状況をつくるのは当たり前なことなんです、やりづらく本当にこれは困ったことやなど、そういう状況を招くようなことはあってはならんわけですよ。副市長ね、さっきから言われていますが、そこいら辺の反省があるのかなのか、私は、その反省というのが一番の大きい要因と思っています。これからもいろんな議案が出てくるとは思いますけれどもね、そういったことについてトップとしてですよ、副市長として、私がいま申し上げているようなことが、「ああ、そうやな」「ほんといかんやったね」と思われているのかどうなのか。まずそこからお尋ねします。

○副市長

まず1点だけ、言い訳ではありませんが、我々基本的にはもうご存じのとおり、できるだけ最少の経費で最大の効果を上げるとというのが全員に科せられた責務です。ですから、できるだけ効率的に費用が少なめと、これは常々口を酸っぱくして私は今でも言っております。ただ、今回のこの件に関しましては、前回も言いかけてきたけど、先方にどうしても49億をなかなか切り下げ切れないということであれば、はっきりできないと返事をしてくれと私は申しました。そうしたら努力しますという答で、40億できたんですね。ですから、もちろん、当時の30億と40億では開きはあるけども、そこに面積が増えていたから、まあぎりぎりきついかどもという中身で、私は前回も言いましたし、今回も言いましたけども、例えば、特等が1級になったとか、1級品が2級品に、そういう全体的な見直しの結果が行われたという、それはきちっとこの中身を、9億下がった確認をしたかと言えば、してませんから、それは反省しております。よくそこまで私はわかりません。ただ、設計会社が努力しますということで持ってきたのは40億でしたから、そういう見直しが当然我々の感覚でいいですよと、見直されたもんだらうなという、中身のチェックはしたかと言われてたら、していませんから、それは甘かったと言えば甘かったし、それについては反省しております。ただ、担当のほうには、やはり少なくとも40億を切るような数字を、先方とできないかということと言ったけど、ただもう過ぎたことを言っても仕方ありませんが、結果として今日を迎えた段階では設計会社が努力してしまふと言った言葉は結果的に、私からは、いま結果論ですけども、それはなされてなかったということだけなんですよ。そのまま上がってきた数字を私の、いま松本委員が指摘されるように、副市長が現場に、こんなに高いとできんぞということで、無理やり理屈の合わないような数字に、逆に言うたらを抑え込んだらと思うけども、職員もいろいろ性格がありますから、何と言うやつもおるし、びよこつと引っ込むとおるし、我々としては、私の立場でいえば、絶えずできるだけ経費を安くというのが、絶えず念頭にありますから、ただ行き過ぎた点については大いに反省をしております。

○松本委員

いやいや職員さんにもいろいろいらつしゃると思います。副市長あたりがね、課長さんやったら、「いや、そんなことはできませんばい」と多分言われるのかもしれませんが、大半が言えない。言えないんですよ。これは無理なことを言いよるなと思っても、何とか努力をしようよと、一所懸命されるんですよ。それが皆さんですよ。そんなきつい思いをみんなしとるんですよ。

じゃあ、副市長が下げれと言ったことがいかんとは言いません。確かにそれは費用対効果で、安いことでいい効果を出すというのはもう当たり前のことです。しかし、それにはある程度の水準というものがあるというふうに私は思っています。その水準をあまりに下がっても、これはこういった事態になってくると、私は思っているんです。だから副市長が、市長もそうだと思いますが、こういったことがないように、今後されるというお考えがあるのか、ないのか、反省も含めてですね、それがいいのかを私はお尋ねしたいんです。

○副市長

原則は別として、今ご指摘のあった点ですね、当初、私がお詫びしたときに、結果として下げたという言い方をしましたが、いわゆる通常で考える価格、例えば世間相場というところの単価を無視してするとかいうことは、そういうことでまた職員にそういう苦労はかけたくないし、そういうことは決してすまいと、これはもともと常々思っています。ですから、行き過ぎた点はですね、それは当然、今回のことをまた1つの糧として、反省材料としてですね、今後はきちっとしていきたいというふうには思っております。

○松本委員

それとですね、ぜひそういうふうに職員の皆さん方がやりやすいような条件整備、環境つくっていただくならともかくも、やりづらくてですね、これは困ったなど、そういうことがないようにですね、ただ私は高く見積もりなさいとか、お金を使いなさいと言っているわけではないんですよ。やはり、それは押さえるところ押さえないかんでしょうけれども、やっぱり9億もの減額があったときには、どういったことがあって、こげんなったねというぐらいのことはしていただかんと困りますよ。どこでちょん切ったのかわからんようなですよ、状況で。それとその議案を出すときに、丸めて丸めて丸められたら、議会はどこをどう、あれするんですか。そういうことについては、これは反省をして、ああいかんやったなど、最初に言われるべきではないですか、あなた方が。そうして、その追加工事であるとか、上がったものを追加の予算として上げてくるというのが、これが普通でしょう。丸めて丸めて、どこがどうなったかわからんようなですよ、議案を出してくるなんて議会に対しても本当に失礼千万じゃないですかね。それはどうお考えですか。

○副市長

冒頭言いましたように、前回のその、前回よりも1500万弱しか今回精査して少なくなっておりませんが、そのときにはそういう6割も7割も8割も近く上がったとを、きちっと正確に説明できなかったことについては、大変申しわけないと冒頭にお詫び申しあげましたけど、本来ですと今、その点に関しましてはいま質問委員が言われるとおりでらうというふうに思っております。ですから、我々が議案としてお願いするときは、きちっと正面から説明できるような形で、どんなものであれ出すべきだろうというふうに思っております。

○松本委員

それは、今後、副市長の責任において、ちゃんとやっていただけますか。

○副市長

私のできる限りはやります。

○松本委員

できる限りち、すべてできるでしょう。あなたができんことが何かあるんですか。あるなら言ってみてください。

○副市長

できる限りという言葉がいいかどうか、もちろん私はスーパーマンじゃございませんから、私の能力を十分知っていますから、私のできる範囲、それはもう当然のことですけど、それはやるつもりでおります。

○松本委員

スーパーマン以上にですよ、何とかマンかもしれませんね。ぜひ、そういったことがないようにですね、私は前回までの委員会、これから本題ですよ、その整理はぴっちりとさせていただかないと進んでいかないというふうには私は思っていますので、あえて副市長にお尋ねをしました。で、今回また議案として出てきていますのでね、ほかの委員さんも多分それには、どういったことなのかなという思いがとおりだろうと思っておりますので、それから――委員長の役目をしようわけじゃないですが。

○委員長

ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。

○藤本委員

何か本会議の一般質問のバトルが続いたような感じですが、まさにいま質問委員言われるように、もうそれが本当だと思います。こういう懸念そういうものが、何でかと言いますと、1つはですね、前回の委員会のときにも、その前段、何年か前に、まだ実藤課長が補佐の時代にもあった。建築課とスポーツ課とのトラブル。押し返したり、押し問答、それも聞いてます。あえて言いますがね。それから、あなた方が言われる資材費云々、正直あの時点の前ぐらいから資材は下がっています。だから、それ1つの理由にならんとですよ。それはみんな知っています。だから、ちゃんとした理由づけ、理由立てをしてやんなさいということは、私も言うたはず。でも言えない部分、ある程度は理解します。でも、さっきの話になりますけど、秘密会にして、例えば本委員会ですら30しか言えんやつが、秘密会なら70は言えるよと、これあるとです、基本。これは外には出してはならないとありますんで、そこできちんとある程度、担当課の本音でも言えればいいかなと、これは副市長にとって苦言とかですね、なるかもしれんけどですね、初めて聞かれると思います。これはですね、議会の一部では、げなげな話をしてあんまり良くないんですが、副市長の暴走に対する止められない内部の弱さ、この対立軸があるという話があるんです。でも、前回から聞く限りにおいて、副市長も答弁、最初の、これが内藤設計に電話をしてないなら別です。されたということで、そういうことはないよということは、ちゃんとこっちのほうから言うてます、それは。だから、今るるいろんな話をして、数字を出してくれと言うたとはそこなんです。ある程度数字を出せば納得いくんです、みんな。だから、さっきね、見せなさいと言うた話もあるんです。だからその辺りはしっかり、これが俗に言う説明責任というやつです。勝手かもしれんけど。ただし、我々は住民から聞かれたときに、その説明を住民にせないかん。何で9億も下がったんなど。あたしは一言言いましたよ、金がないと。ある程度は納得しますが、ちょっとやっぱりわかった人はそれじゃ聞かんとですよ。だからあえて苦言かもしれん、でもある面これが私たちの仕事やからですね、こういうことはあえて言うておきながら、やっただけのことです。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松本委員

今回ですね、リハビリ棟の1500万円に近い金額が下がっています。これは先ほどもリハビリ棟を何%、何%というようなお話がございましたが、どの辺りからこれが下がってきたのか、どういったものが1500万円安くなったのか、お尋ねします。

○建築課長

減額理由についてご説明いたします。少しでもですね、工事費を下げろということでですね、改修工事全体の設計の精査、見直しを行いました。どこか減額するところはなかるかということで探した結果ですね、診療リハビリ棟において見直しできる部分がありましたので、それを精査してですね、減額するということになりました。1つは電気設備と、それから空調設備が大きな減になったんですけれども、当初、東棟、リハビリ棟を改修する中で極力最小限にしましょうとしておりました。ただ、リハビリ棟については患者さんが使われるということなの

で、例えば照明器具を換えようとか、空調機の室内機を取り換えようと、かなり年数が経ってるんで、そういうところでありました。ところが、東棟についてはもう現状で我慢してもらおうと、必要最小限にしようということでしたので、空調機とか照明器具、まあ必要な箇所はもちろんやらなければならないんですけども、空調機や電気の電灯関係を扱わないことと東棟はしましてしたので、それに合わせてリハビリ棟もあわせようということで見直しました結果、空調設備工事では約738万円減額です。それから電気設備工事においては675万円、これ一部リハビリ棟、東棟、それから解体に伴う電気の仮設電源の取り回しとか、引き回しなども見直してですね、施工手順の見直しや配線ルートの見直しなどによって675万という減額になりました。それとあとは建築工事においてはですね、ほとんどなかったんですけども、リハビリに付属する外構部分で、一部配置の見直しとか、そういったことを考えて約86万円ほど減額になりまして、トータル約1500万円というような金額になりました。

○松本委員

すいません。空調とその電機ですね、それから建築を86万円ですか、それを合わせて1500万円ですね、約、これが安くなったんだというふうに言われてますが、電気というのはこういう電気なんですか。こういう電気を換えようと思ったけど換えないと、そういうことなんですかね。空調は。

○建築課長

空調はですね、冷温水を使う機械で、熱源は解体工事に伴ってですね、熱源は変えなきゃならないんですけども、室内機に、エアコンとあまり区別がつかないようなやつなんですけれども、それをすべて取りかえるようにしていたんですが、それをもうやめまして、その分がかなりの、750万円という金額になりました。

○松本委員

それは夏場、冷えが悪いとか、市立病院に行ったら暑くてたまらんというようなことにはならないんですか、どうなんですか。あなたがたね、ここが高いですよと確かに私申し上げました。それは倍額もなっているわけだからですね。言うのは当たり前なんです。ですが、あなた方は精一杯この金額でと、前日も言われているわけです。それに電球を換えんとか、器具を換えんとかね、空調の何とかとか言われますけれども、じゃあ、本当に冷えるんですかとお尋ねをせないかんわけですよ。それどうですか。

○建築課長

空調についてはですね、維持管理されている部署とか、病院側に聞いたりとか、修理の具合はどうかということを尋ねましたけれども、別に問題ないということでした。それでこの空調もかなりの年数は経つんですけども、比較的構造が単純なものですから、一般的な空調よりも故障がきにくいということで、とにかく持たせるだけ持たそうと。それから電気についても照明器具をですね、全般的にも取り換えたかったんですけども、持たせるだけ持たそうということですね、今回東棟に合わせて、改修をなさいということで、減額をいたしました。

○松本委員

大変こう、下げれと言ったら、下げてきたんねという思いしかないで、もう一所懸命していただいているのにね、申し訳ないんですが、副市長じゃないですけど、申し訳ないんですが、ほんとに大丈夫なのかなというのがあります。空調にしたってですよ、換えないで、持たせるまで持たせろうと思ったんですが、もう動かんごとなりましたみたいなね、話が無きにしも非ずですよ。あなた方はこの金額が必要なんですよということで上げられているんですから。それから1500万円引かれているわけですからね。副市長やったらチェックもせんでされるかもしれない、議会はそうはいきませんので、何にやっぱり、どういうふうに下がったのかというお尋ねをせないかんわけですが、それは大丈夫なんですか、本当に。行くところまで行くこうというような、今ご答弁だったんですけどね。大丈夫なんですか。

○建築課長

絶対かと言われたらちょっと厳しいところもあるんですけども、これちょっと私の経験上で言いますと、ファンコイルユニットと言う、単純に自動車のラジエターみたいなやつに、ファンで吹き付けるタイプなんですけれども、ぱっと見は通常のエアコンの室内機に見えます。これは比較的寿命が長くてですね、私の経験上30年ちょっとぐらいまではもったりしますので、それからすると、あと何年かは持つんじゃないかなろうかと。極力とにかく今の現状で、ここが悪いとかですね、そういったところがないものですから、もう何とかこれで行きたいということですね、減額いたしました。

○松本委員

30年持つということですが、何年使われているんですか。

○建築課長

30年近くになります。

○松本委員

私がね、心配していることは、たぶん皆さんね、心配してある。またこれ1500万円程度のね、何かを饅頭の餡子にしてですよ、出してこざるを得ないと、まあ副市長はそういうことはしませんと、そういう失礼なことはしませんと言われましたからね、何らか形が変わってくるかもしれませんが、そういうことを心配しているわけですよ。言え、言っ、そういうことになるのではないかなという心配が私にはあります。だから、そういったことがないようにやっていただきたい。また空調がだめに、明日だめになるかもしれませんが、そのときにはそのときで空調の金額として計上していただきたいというふうに私は思っているんですが、どうでしょう。

○都市建設部長

いま、ご指摘の電気、空調の部分につきましては、できるだけ長く持たせるという中でですね、当然そういう部分が30年、まあ30年だから30年ですぐ駄目になるかということではございませんので、通常の維持管理の中できちっとしていけば、長く待たせる方法もございません。当然、最終的にだめになれば当然取り替える部分が出てくる部分は、当然あるかと思えます。ただ、いま現在病院のほうといろいろする中で、ある程度まだ動けると、動かせるという状況でございますので、その中でまた維持が補修とか必要になれば当然その時点です、一遍ではなくて一つ一つ、一遍に全部が同時期に故障するわけではございませんので、そういうふうな対応でしていきたいというふうに思っております。

○松本委員

ぜひですね、そういうことができるのであれば、金額を抑えるということからしてもですね、早い時点で、あなた方は1回目の予算を計上するときに、そういったことを当然考えてやってこれなくてはいかんのですよ。私どもから、議会から、委員会から指摘をされたからということでは決していかんというふうに指摘をしておきます。それと、リハビリ棟についてはそういう試算をされておりますが、じゃあ、1、2、4、この出ていますよね。これについては、そういう試算はされたんでしょうか、どうなんでしょうか。お尋ねします。

○建築課長

全体的な見直しはいたしました。先ほど言いましたようにリハビリ棟について、器具等をですね、取り替えるようにしておりましたので、ここしかないなというところですね、減額等をいたしました。ちょっと申し添えますけれども、先ほど空調機は大丈夫なのかとかいうふうに言われていましたけど、私たちが全く闇雲にこれを外したということではなくてですね、その空調機のやはり悪くなりやすいところというのは、ある程度見たりしてですね、その上でちょっと判断させていただきました。まだもう少し持つかなというところで、そういうふうな判断をさせていただきました。先ほど、言いましたように、全体を見て、リハビリ棟で減額

したというところでございます。

○松本委員

いや、この12月にですね、この議案を出してくるにはですよ、やっぱり最初の金額よりも下げれという指令は出ていると思います。そうすると、あなた方はきつい中でもどこを下げようかということで、多分探されたんじゃないかなという、私はそういう思いを持っているんです。だから大丈夫なんですかという、私は逆にエールを送るつもりで言っているつもりです。できんことはできんと、副市長は言えと言われるわけですから、できんことはできんと、はっきりやっぱりおっしゃるべきであろうというふうに思いますのでね、そこいら辺はエールを送るつもりで思っています。

それと、この1、2、4ですか、これの消費税分とかは全然関係ないんですかね。消費税が上がろうとしていましたよね。ですが、消費税上げんということになると、その見直しはよかったですでしょうか。

○建築課長

28年度の工事になりますので、そのままの金額でよろしいかと思っておりますけど。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 15:36

再 開 15:53

○委員長

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

○松本委員

1点、お尋ねします。このここに出ています金額は、病院のほうを支払うというふうに私は理解をしとるんですが、その理解でよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○健康・スポーツ課長

今回、補正予算で継続費、事業費の総額でふえますものが、3億1300万円ほどございます。そのうち交付税で措置されます分が、7526万3千円と、残り額の2億3803万8千円につきましては、協会、指定管理者の負担となるものでございます。

○松本委員

2億8千万円というとですね、協会のほうも大きい金額だろうというふうに思うんですが、これについては協会のほうも納得というか、ご理解はいただいているのでしょうか、どうでしょう。

○健康・スポーツ課長

先日、地域医療振興協会の理事長のほうにお会いいたしまして、この旨をご報告いたしております。その場で了解をいただいております。

○松本委員

病院のほうもね、理解をしていただいているということですので、その分については私も理解をいたしました。結構です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

今回のいろんな質疑を聞く中で、私のほうもある程度理解はしましたけれども、やっぱり最初30億が49億になって、40億になって43億円になったという、この流れですよ。やっぱり最初からきちっと精査をして、最後小手先で1500万円ですかね、削ったっていうの

は何かなんとなくごまかしてみたいような気もしますけれども、これだけ削ったから納得できたということではなくて、今後やっぱりこういう問題が出たときに、最初の30億円がもともと無理だったんじゃないかという話がありますけど、じゃあこのときに40億円で提案されたらどうなっていたのか、また、わからないというところもあります。

やっぱり本当に皆さんが、まあ飯塚市の持ち出しというのはほとんどないんだと思いますけども、ほとんどが結局税金でされる。医療振興協会が払う分以外は、交付税だとかいろんなところで措置されるということでは、税金を使うわけですから、ぜひですね、やっぱり物を建てる時に、こんないいのがほしいってところで、どんどん夢は膨らんで大きくなったりしたりすることはあると思いますけど、その辺をきちっと精査して本当に必要なかどうかというところを精査していただいて、今後に今回のことをぜひ生かして、まだ今から、さっき市長のほうからもありましたけども、学校だとかいろんな建築がまだあります。やっぱり本当にそれひとつひとつにやっぱり精査して、本当に必要なものそういうところ辺も考えてやっていたきたいということを申し添えて、賛成をさせていただこうと思っております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第100号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決べきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。